

安芸太田町

第7期障害者計画・障害福祉計画

第3期障害児福祉計画

～出会い ふれあい 地域でともに生きる～  
豊かさあふれ・つながりひろがる・笑顔かがやくまち  
【令和6年度～令和8年度】

広島県安芸太田町

令和6年3月



## はじめに

本町は、「豊かさあふれ つながりひろがる 安芸太田」を町のめざす将来像として、豊かな自然と人情を強みに、人と人とのつながりが広がる町をめざし、障がいの有無にかかわらず、住み慣れた地域で共に生きる「ノーマライゼーション」を理念として保健・医療・福祉の充実に向けて施策を推進して参りました。

令和3年3月には「安芸太田町第6期障害者計画・障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画」を策定し、障がい者施策の総合的な推進を図り、地域生活を支えるサービス提供体制の確立に努めてまいりましたが、障がいのある人の高齢化や症状の重度化、また介護者の高齢化や地域における福祉人材の不足など、まだまだ課題は山積しております。

その「安芸太田町第6期障害者計画・障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画」の計画期間が満了することを踏まえ、第1期計画より掲げている「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の基本的理念に基づき、住み慣れた地域で誰もが共に安心して暮らせる社会の実現に向けての取組みを継承し、このたび「安芸太田町第7期障害者計画・障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画」を策定しました。

障がいのある人が、自分らしく、自分の意思に基づき、住み慣れた地域で安心して生活できるまちづくりを目指し、共生社会の実現に向けて障がい者福祉施策に取り組んでまいりますので、皆様のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画策定にあたり、貴重なご意見をいただきました町民の皆様と御尽力いただきました「安芸太田町障害者福祉計画策定協議会」委員の皆様にご心から感謝を申し上げます。

令和6年3月

安芸太田町長

橋本 博明

# 目次

## I 総論

---

### 第1章 計画の概要

1 計画策定の背景・趣旨	2
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 計画の対象者と用語の定義	3
5 計画の策定体制	3
6 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービス体系	4

### 第2章 安芸太田町の障がいのある人を取り巻く状況

1 人口と世帯の構造	5
2 障がいのある人の状況	7
3 安芸太田町内におけるサービス資源（施設・事業所等）	10
4 アンケート調査の概要	11
5 関係団体・事業所ヒアリングからの意見	21

### 第3章 施策の大綱

1 計画の基本的な考え方	22
2 基本目標	23
3 計画の基本方針	24
4 第7期計画の策定に向けて	25
5 施策の体系	28

### 第4章 計画の推進

1 関係機関の連携強化（安芸太田町地域自立支援協議会の充実）	31
2 計画の進行管理及び点検（P D C Aサイクル）	32

## Ⅱ 各 論

---

### 第1章 分野を超えた取組み

◎ 地域で安心して暮らせる生活の基盤づくり	34
-----------------------	----

### 第2章 分野別施策

1 暮らす(生活支援)	40
2 健やか(保健・医療)	42
3 育てる・学ぶ(保育・療育・教育)	45
4 集う(交流活動)	47
5 住む(生活環境)	48
6 支え合う(地域福祉)	50

### 第3章 障がい福祉サービス等の基盤整備(障害福祉計画・障害児福祉計画)

1 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の数値目標の設定	52
2 障がい福祉サービス等の見込量	60
3 障がい児支援サービス等の見込量	66
4 地域生活支援事業	68

## 資 料 編

---

○「障がい」の表記について	71
○安芸太田町障害者福祉計画策定協議会条例	72
○安芸太田町障害者福祉計画策定協議会委員	73



# I 総論

---

# 第1章 計画の概要

---

## 1 計画策定の背景・趣旨

本町では、令和3年3月に「安芸太田町第6期障害者計画・障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画」を策定し、障がいのある人に関する施策を総合的に推進してきました。

国では平成30年4月に「障害者総合支援法」と「児童福祉法」が共に改正され、障がいのある人が自ら望む地域で生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や、高齢で障がいのある人による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しなどが図られました。

このたび「安芸太田町第6期障害者計画・障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画」の計画期間の満了を迎えるにあたり、これまでの障がい福祉施策の取り組みや国の動向また、本町における地域の実情や課題等を踏まえ、障がいのある人やその家族のニーズ、法改正の趣旨などを踏まえた上で、今後も障がいの有無にかかわらず、誰もが互いにそれぞれの個性を尊重し、一人ひとりが主体的に社会で活躍できる町をめざし計画の策定を行うものです。

また、本町においては障がい者施策及び自立支援制度を円滑に進めるため、平成18年度に「安芸太田町第1期障害者計画・障害福祉計画」の策定を行い、またその3年ごとに計画の見直しを行い、各種施策を推進してきました。

このたび、第7期計画の策定にあたり、第6期計画の進捗状況を点検し、国・県の動向や本町の現状や課題を踏まえ、令和6年度から令和8年までを計画期間とした「安芸太田町第7期障害者計画・障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画」を策定します。

この計画では、目標年度に向けてのサービスの必要量や見込み量確保のための方策を定め、地域での自立した生活を支援することを基本とし、障がいのある人が一人ひとりのニーズに対応したライフサイクルの全段階を通じた総合的で適切な支援を図るにあたっての具体的な目標や取り組みを示すものです。

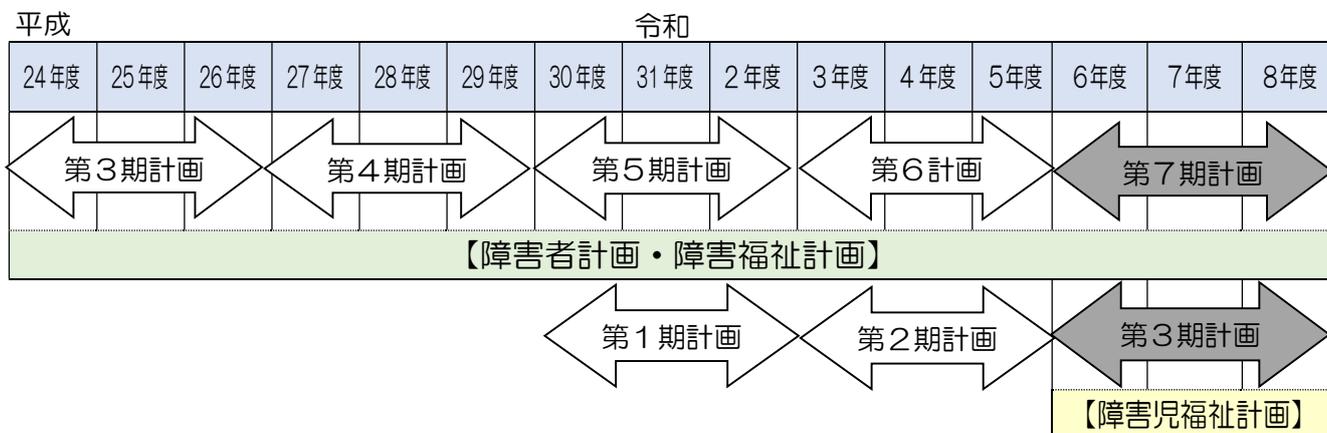
## 2 計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定するものです。

また、本計画は国の根拠法や基本指針、国や県の上位計画に基づき、さらには本町の上位計画である「第二次安芸太田町 長期総合計画」をはじめとするその他関連計画との整合性や連携を図りながら、本町の実情に合わせ計画の策定を行うものです。

### 3 計画の期間

「第7期障害者計画・障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画」は、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とします。



### 4 計画の対象者と用語の定義

この計画は、安芸太田町の全住民にかかわるものです。なお、障がい福祉サービス等の基盤整備（「障害福祉計画」・「障害児福祉計画」）において示す個別の事業・サービス等は、障がいのある人を対象とします。

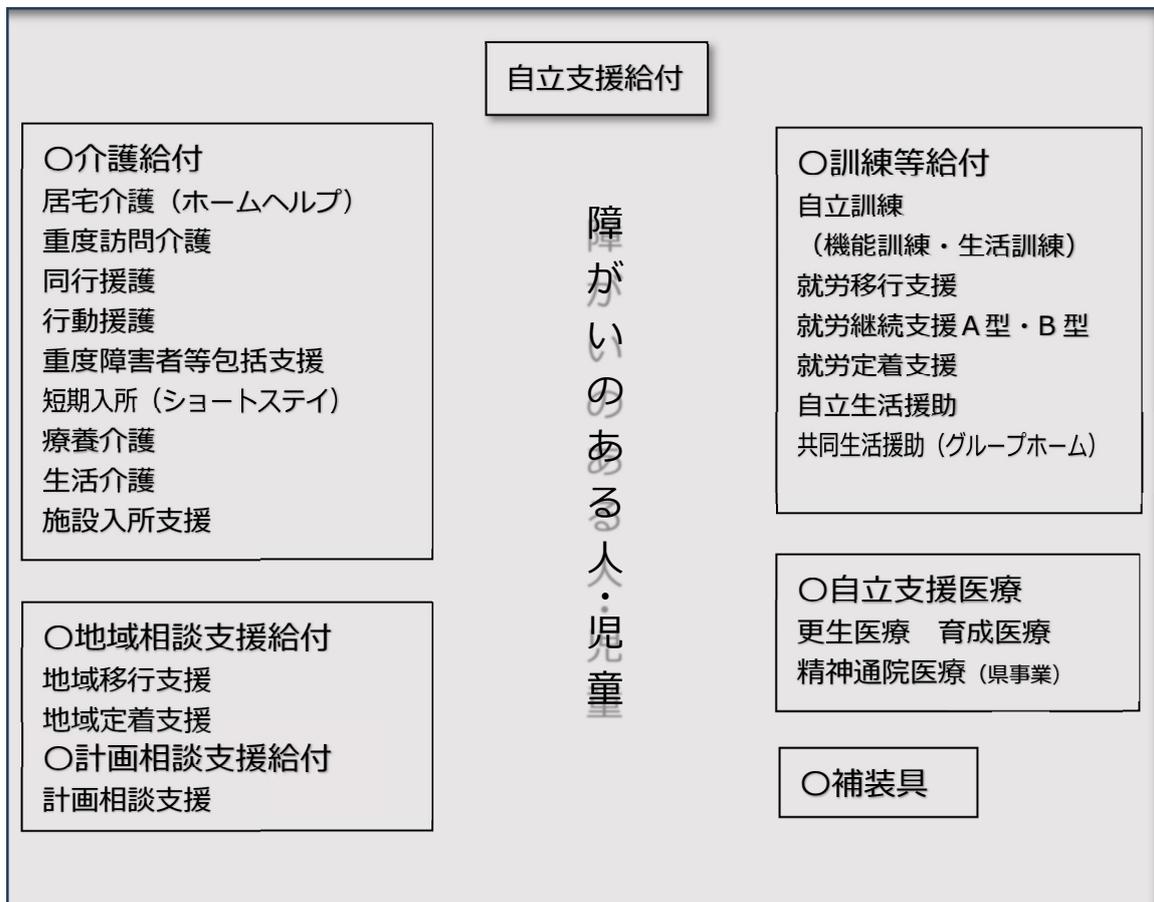
この計画における「障がいのある人」とは、障害者基本法第2条の規定に基づく「身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がいがある人であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人」や難病（特定疾患）のために、日常生活や社会生活において様々なハンディキャップがある人をいいます。

### 5 計画の策定体制

本計画の策定に当たっては、障がい者団体、福祉関係者等で構成する「安芸太田町障害者福祉計画策定協議会」において、計画の内容を審議しました。

また、障がいのある人の地域生活やサービスの利用状況等についてアンケート調査と関係者へのヒアリングを実施し、基礎資料としました。

## 6 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービス体系



### 地域生活支援事業

相談支援 意思疎通支援（手話通訳者・要約筆記者派遣） 日常生活用具給付 移動支援	日中一時支援 自動車運転免許取得費給付 自動車改造費給付 成年後見制度利用支援 等
---	--

### 児童福祉法のサービス

児童発達支援 医療型児童発達支援 放課後等デイサービス	居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援 障がい児相談支援
-----------------------------------	-------------------------------------

## 第2章 安芸太田町の障がいのある人を取り巻く状況

### ■安芸太田町の現状について

#### 1. 人口と世帯の構造

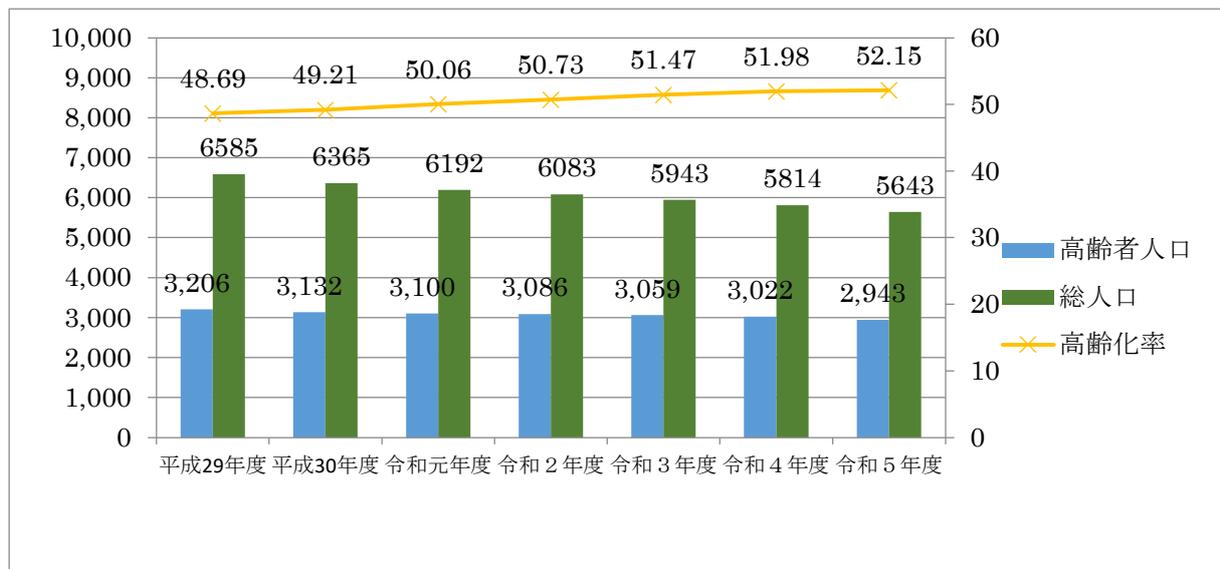
##### (1) 人口と世帯

本町の人口は減少傾向にあり昨年からは約170名程度減少し、平成29年から約940名の人口減少となっています。

また令和3年以降では、安芸太田町の総人口数が6,000人を下回っている状況です。一方、高齢化率は、上昇を続け令和元年度には50%を超えています。

#### ■人口と高齢化率の推移

(単位：人・%)



※高齢化率は小数点第2を四捨五入

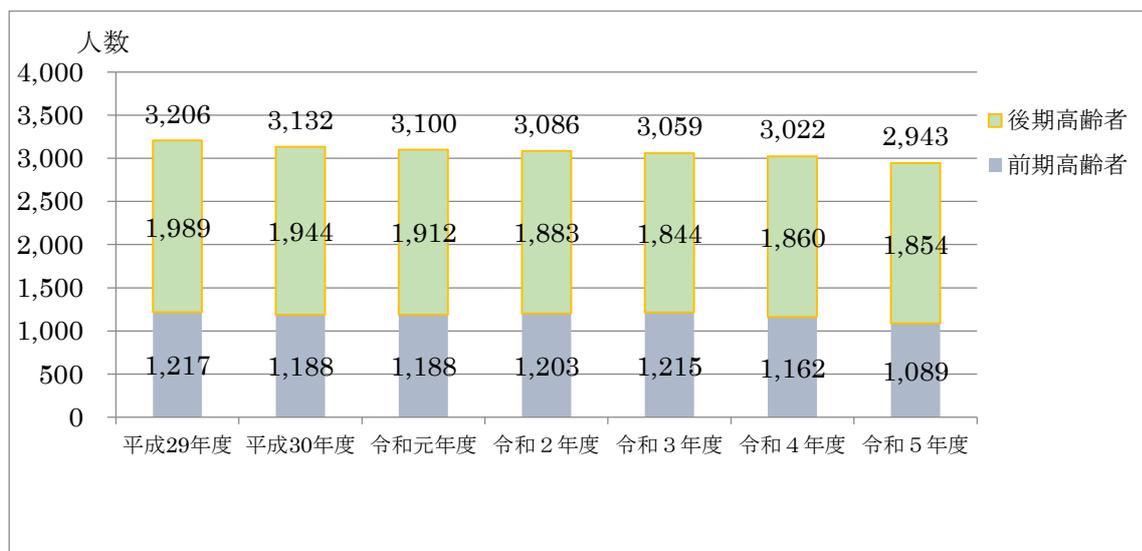
資料：住民基本台帳、各年4月末現在

## (2) 高齢者の状況

高齢者の人口は、人口減少と共に減少傾向であるものの65歳以上75歳未満の前期高齢者数と75歳以上の後期高齢者数の構成割合はここ数年横ばいで推移している状況です。

■高齢者人口の推移

(単位：人)



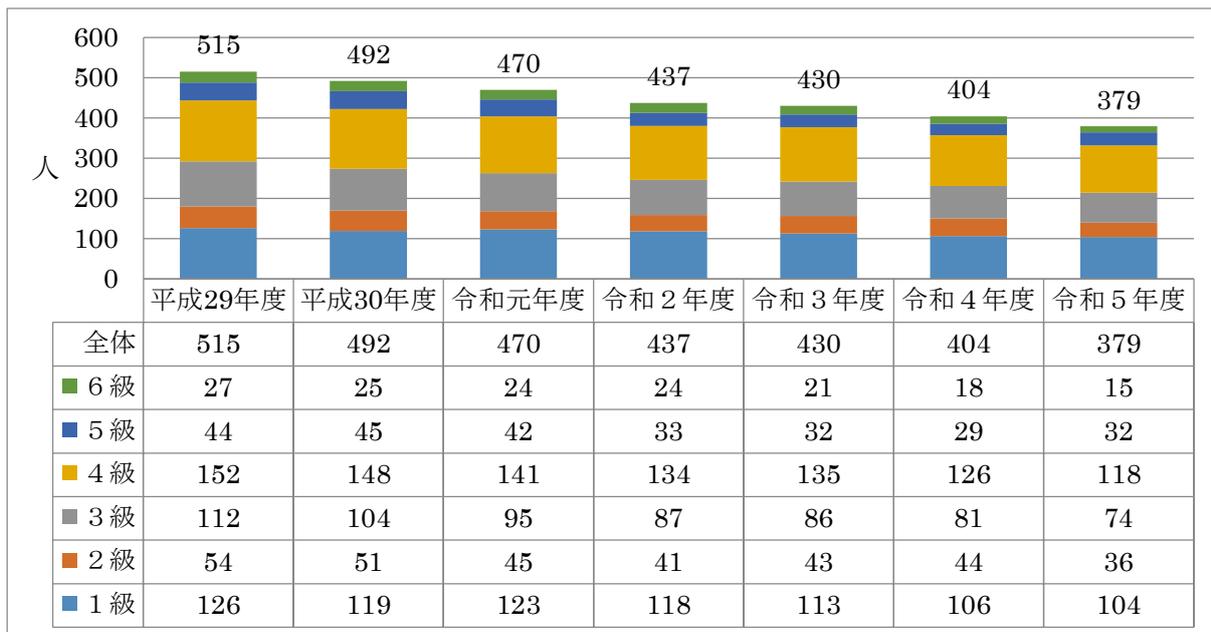
資料：住民基本台帳、各年4月末現在

## 2. 障がいのある人の状況

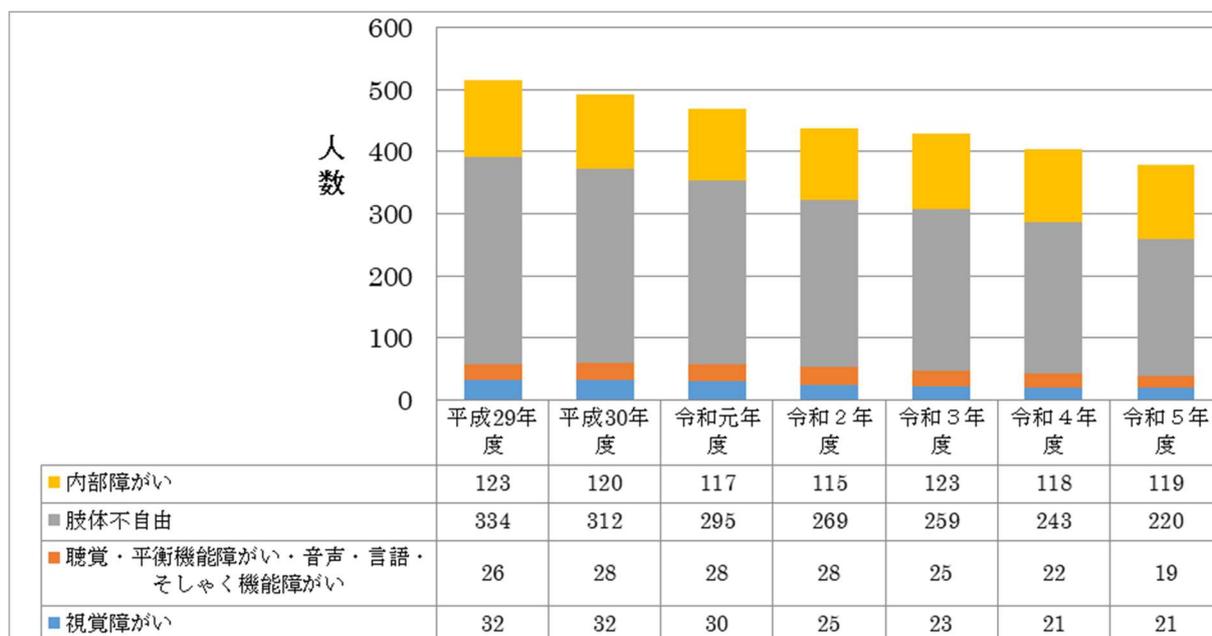
### (1) 身体障がいのある人

本町の身体障害者手帳所持者数は、新規取得や転入による増加もありますが、死亡や転出による減少が上回っていることから年々減少傾向にあります。次ページの年代別の表では、手帳所持者数の約90%近くが65歳以上の高齢者であることが確認できます。

■身体障害者手帳所持者数の推移（等級別） 資料（上段・下段）：安芸太田町調べ、各年4月1日現在

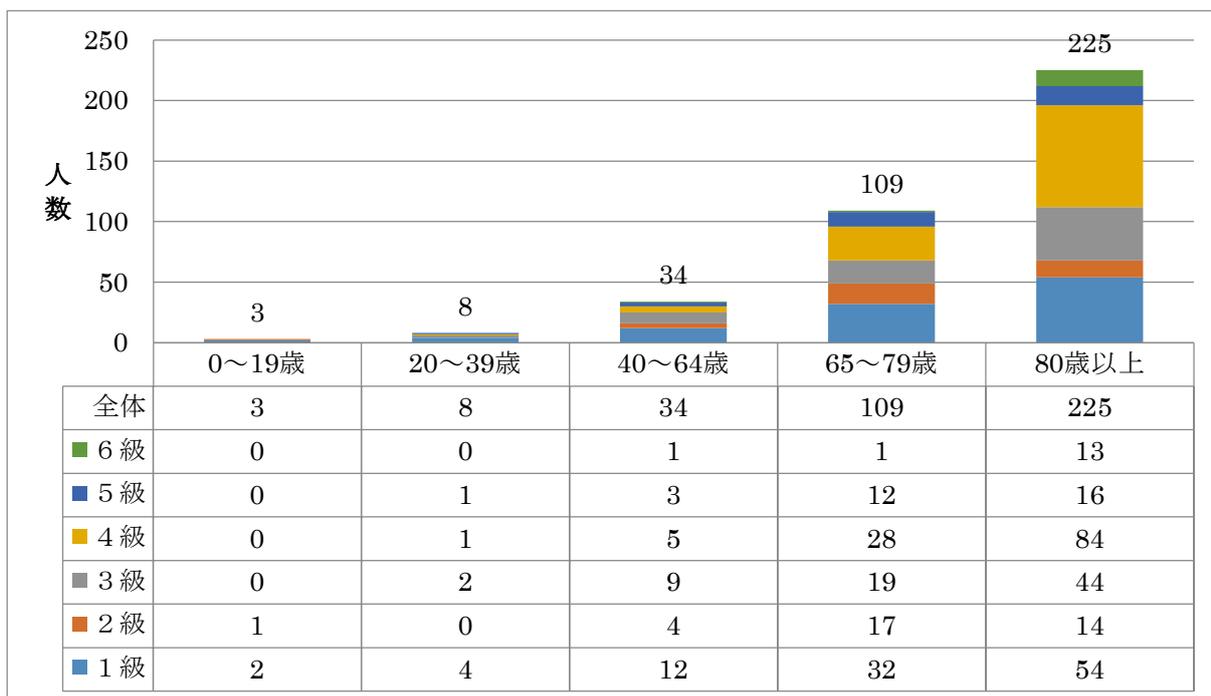


■身体障害者手帳所持者数の推移（障がいの内訳別）



(以上、単位：人)

■令和5年 身体障害者手帳所持者数の内訳 (年齢・等級別) (単位:人)

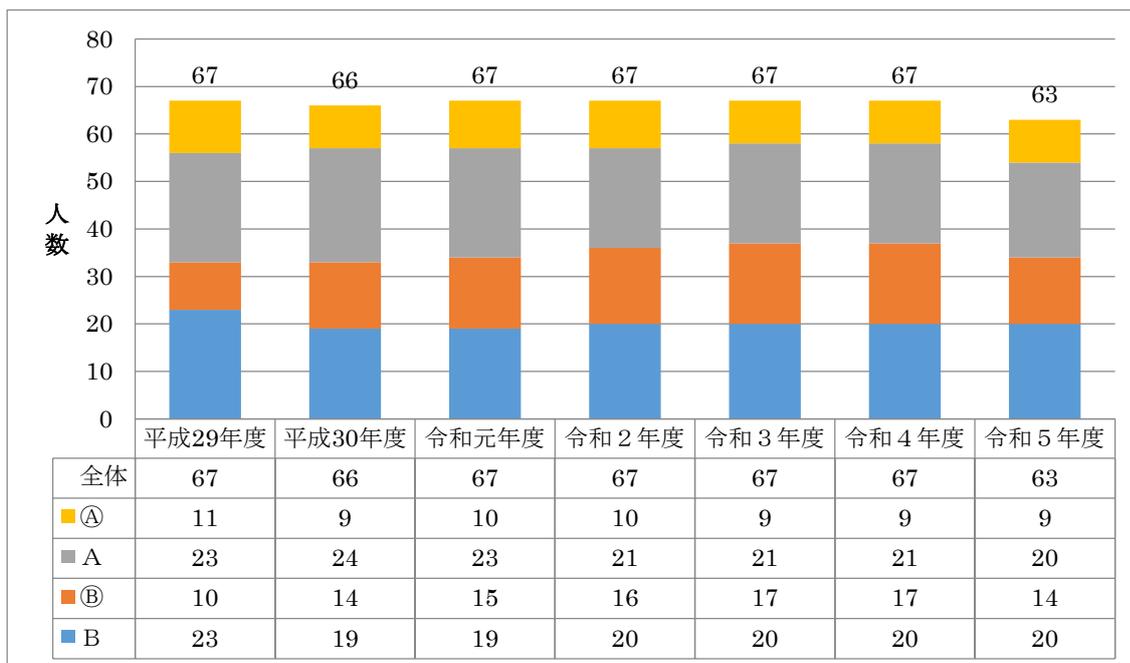


資料: 安芸太田町調べ、令和5年4月1日現在

## (2) 知的障がいのある人

本町の療育手帳の所持者数は、近年ほぼ横ばいで比較的軽度(㊸またはB)の方からの療育手帳の新規認定があります。

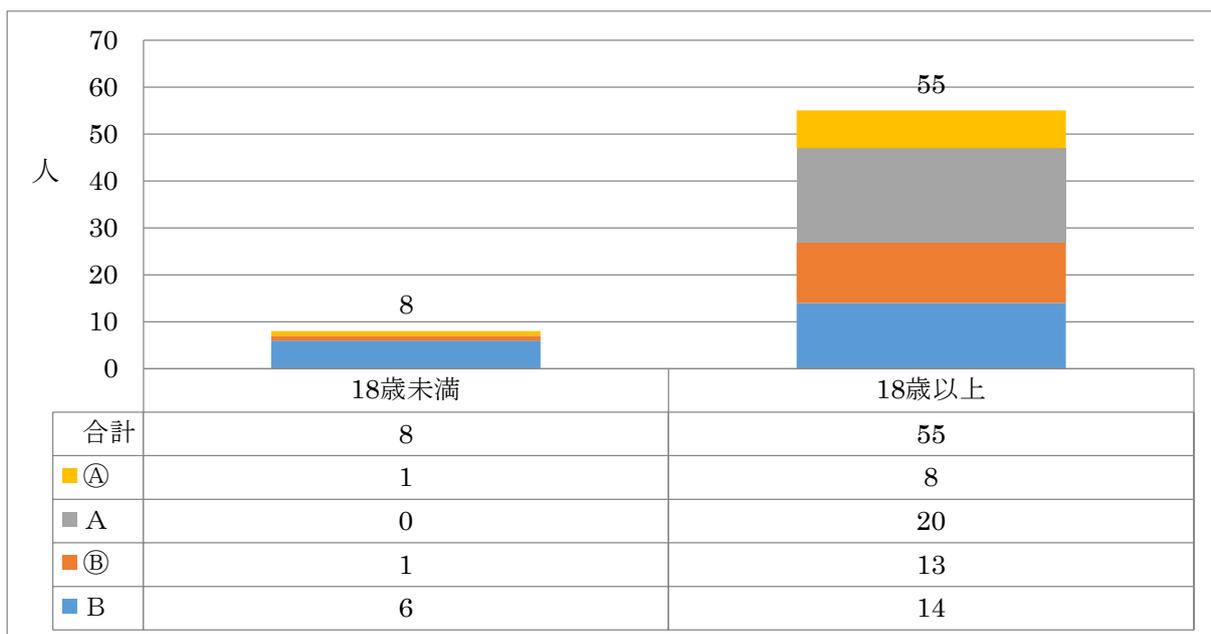
■療育手帳所持者数の推移(障がいの内訳) (単位:人)



資料: 安芸太田町調べ、各年4月1日現在

■令和5年 療育手帳所持者数の内訳（年齢等級別）

（以下、単位：人）



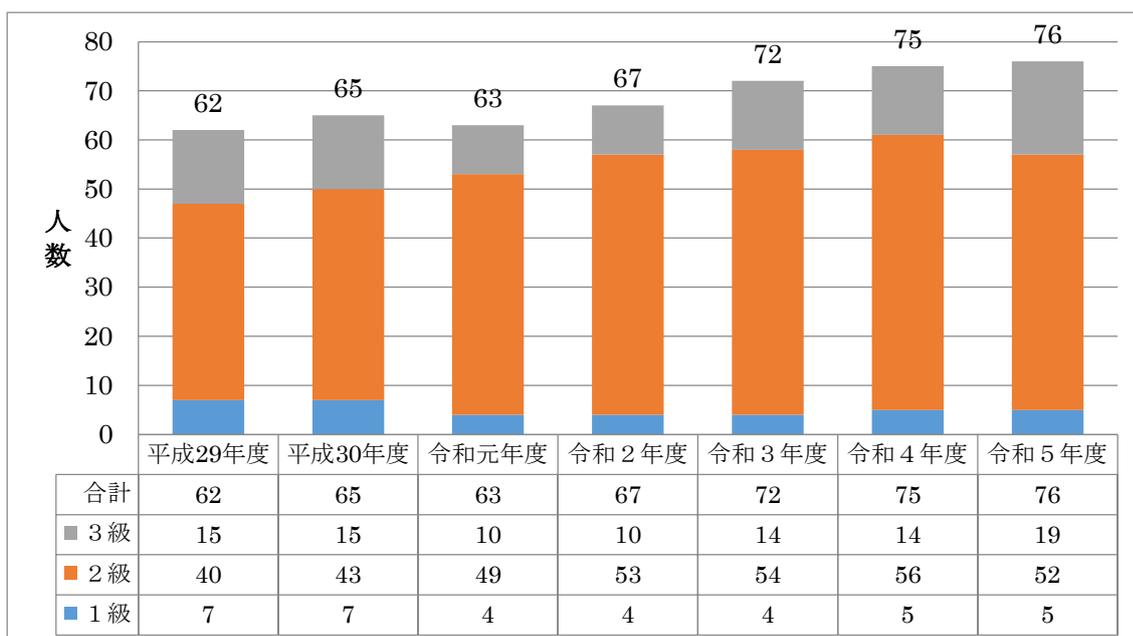
資料：安芸太田町調べ、令和5年4月1日現在

（3）精神障がいのある人

本町の精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、人口の減少に比べ微増しています。元々住まわれていた方が新規で取得されることもあります。手帳を所持している方の転入が近年増えています。内訳では2級が最も多く全体の約7割を占めていますが、割合的には横ばいで推移しています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（等級別）

資料：安芸太田町調べ、各年4月1日現在



### 3 安芸太田町内におけるサービス資源（施設・事業所等）

このほかにも、「地域生活支援拠点事業」を展開しており、障がいのある人の緊急時の受入れ等の事業展開を行っております。

種 類	名 称	所在地
多機能型事業所 【就労継続支援（B型）・生活介護】	安芸太田町社協多機能型事業所 「クローバータウン」 ・生活介護【定員6名】 ・就労継続支援B型【定員14名】	下筒賀
短期入所	寿光園短期入所生活介護事業所 基準該当事業所【併設型 定員19名】 J'sホームJOCA×3アルボル 【併設型 定員2名】	下筒賀 加計
多機能型事業所 【放課後等デイサービス】 【生活介護】 【就労継続支援（A型）】 【就労継続支援（B型）】	JOCA×3（加計） 共生型 { ・放課後等デイサービス【定員6名】 ・生活介護【定員6名】 JOCA×3（加計） ・就労継続支援（A型）【定員20名】 JOCA×3（加計・戸河内） ・就労継続支援（B型）【定員14名】	加計 戸河内
障害者支援施設	戸河内あすなろ園 ・施設入所支援【定員50名】 ・生活介護【定員50名】	土居
【生活介護】	安芸太田町社協通所介護事業所「ふれあい」 基準該当事業所【定員7名】	戸河内
【自立訓練（機能訓練・生活訓練）】	寿光園デイサービスセンター通所介護事業所 基準該当事業所【定員7名】	下筒賀
共同生活援助（グループホーム）	グループホーム大銀杏 【定員7名】	中筒賀
	J'sホームJOCA×3アルボル 【定員10名】	加計
計画相談支援（特定相談）	安芸太田町社協指定特定相談支援事業所（者・児）	下筒賀
	相談支援事業所戸河内あすなろ園（者）	土居
	J'sサポートJOCA×3（者・児）	加計
相談支援事業所	J'sサポートJOCA×3	加計

## 4 アンケート調査の概要

### (1) 調査実施の概要

#### ① 調査の目的

本計画の策定にあたって、障がいのある人やご家族の方などへの福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向などを把握し、今後の障がい福祉施策に役立てるための基礎資料としてアンケート調査を実施しました。

#### ② 調査対象者

アンケートの対象者は次の方を対象として実施しました。

- 65歳未満の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を交付された方  
(施設入所等されている方は、安芸太田町が援護市町になっている方)
- 65歳以上の障害福祉サービス受給者証を交付された方

計140人 (うち18歳未満の方 13人)

#### ③ 調査方法

- 調査票を郵送配布し、無記名郵送方式で回収しました。

#### ④ 調査期間

- 令和5年10月16日から令和5年11月2日までの期間に実施しました。

#### ⑤ 回答状況

配付数	回答数	回答率
140人 (うち18歳未満 13人)	63人 (うち18歳未満 7人)	45% (うち18歳未満 53.8%)

## (2) 調査結果の概要

### ◆年齢

全体では「60歳代」が33.9%と最も多く、次いで「50歳代」が32.1%となっています。

区分	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	無回答
回答数 (人)	0	5	6	6	18	19	2
割合 (%)	0%	8.9%	10.7%	10.7%	32.1%	33.9%	3.6%

### ◆現在一緒に暮らしている人

全体では「父親・母親」が25人と最も多く、次いで「配偶者（夫または妻）」が11人、「施設に入所している」が15人となっています。

区分	回答数（人）
1. 父親・母親	25
2. 兄弟・姉妹	7
3. 祖父・祖母	2
4. 配偶者（夫または妻）	11
5. 子ども・子どもの配偶者・孫	3
6. ひとりで暮らしている	6
7. 施設に入所している	15
8. その他	5

### ◆介助、支援している人

全体では「父親・母親」が34.3%と最も多く、次いで「配偶者（妻・夫）」が15.7%、「施設の職員」が14.3%となっています。

区分	回答数（人）	割合（%）
1. 配偶者（妻・夫）	11	15.7%
2. 父親・母親	24	34.3%
3. 子ども・子の配偶者・孫	2	2.9%
4. 兄弟・姉妹	5	7.1%
5. 祖父・祖母	0	0%
6. 親戚	1	1.4%
7. 隣人・知人	6	8.6%
8. 雇い人	0	0%
9. ホームヘルパー	0	0%
10. 施設の職員	10	14.3%
11. ボランティア	0	0%
12. 特にいない	8	11.4%
13. その他	3	4.3%

◆介助、支援している人の状況について

年齢では「50歳代」及び「60歳代」が24.5%で最も多く、性別では「女性」が63.0%で多くなっており、健康状態では「ふつう」が45.9%で最も多くなっています。

	区分	回答数(人)	割合(%)
① 年齢	1. 29歳以下	2	4.1%
	2. 30歳代	1	2.1%
	3. 40歳代	2	2.0%
	4. 50歳代	12	24.5%
	5. 60歳代	12	24.5%
	6. 70歳代	9	18.4%
	7. 80歳以上	11	22.4%
② 性別	1. 男性	17	37.0%
	2. 女性	29	63.0%
③ 健康状態	1. よい	14	37.8%
	2. ふつう	17	45.9%
	3. よくない	6	16.2%

◆保健・医療に関して困っていること

全体では「交通・移動」に関するものが15.8%で最も多く、「障がい、病状の進行」や「お金がかかる」ことなどが12.7%と次いで多くなっています。

	区分	回答数(人)	割合(%)
	1. 障がい、病状が進むこと	20	12.7%
	2. 生活習慣病などの病気がある	10	6.3%
	3. 健康診断が受けにくい	6	3.8%
	4. 薬の飲み方・使い方がわからない	4	2.5%
	5. 身近で専門的な治療を受ける場がない	10	6.3%
	6. リハビリの回数や内容が不十分である	0	0%
	7. 訪問看護や往診をしてもらえない	3	1.9%
	8. 障がいに理解のある医師が少ない	8	5.1%
	9. 症状を伝えにくい、説明がわからない	10	6.3%
	10. 付き添ってくれる人がいない	6	3.8%
	11. お金がかかる	20	12.7%
	12. 交通が不便、移動が大変	25	15.8%
	13. 発達について相談するところがない	5	3.2%
	14. 心の病気を相談するところがない	13	8.2%
	15. 特に困っていることはない	10	6.3%
	16. その他	5	3.2%
	無回答	3	1.9%

◆地域生活のために必要な支援

全体では「経済的負担の軽減」や「相談支援等の充実」の割合が高くなっており、また、「必要なサービスが十分に利用できること」が多くなっています。

区分	回答数（人）	割合（％）
1. 在宅で医療ケアなどが適切に受けられること	23	12.1%
2. 障がいのある人が住みやすい住居が確保されること	18	9.5%
3. 必要なサービスが十分に利用できること	27	14.2%
4. 生活訓練等が充実	12	6.3%
5. 経済的負担の軽減	32	16.8%
6. 相談支援等の充実	30	15.8%
7. 地域住民等の理解	26	13.7%
8. コミュニケーションについての支援	20	10.5%
9. その他	2	1.1%

◆今後の暮らしについて

全体では「家族と一緒に生活したい」が48.2%と最も多く、次いで「一般の住宅でひとり暮らしをしたい」や「入所を続けたい」の割合が高くなっています。

区分	回答数（人）	割合（％）
1. 一般の住宅でひとり暮らしをしたい	8	14.3%
2. 家族と一緒に生活したい	27	48.2%
3. グループホームなどを利用したい（支援や見守りのある共同生活）	4	7.1%
4. 障がいのある人や高齢者向けの入所施設で生活したい（入所を続けたい）	8	14.3%
5. わからない	6	10.7%
6. その他	3	5.4%

◆一人暮らしに必要な支援

全体では「医療や障がいについて専門的な対応ができる体制」が29.4%と最も多く、次いで「地域で暮らすための相談支援」が28.4%、「夜間や休日に相談できる体制」が23.9%となっています。

区分	回答数（人）	割合（％）
1. 地域で暮らすための相談支援	31	28.4%
2. グループホームやアパートなどで暮らす体験の場	14	12.8%
3. 夜間や休日に相談できる体制	26	23.9%
4. 医療や障がいについての専門的な対応ができる体制	32	29.4%
5. その他	6	5.5%

◆差別や人権侵害を感じること

全体では「店などでの対応・態度」や「仕事や収入面」が15.5%と最も多く、次いで「周りやまちなかで接する人の視線」が高くなっています。

区分	回答数（人）	割合（%）
1. 周りやまちなかで接する人の視線	7	12.1%
2. 隣近所づきあい	6	10.3%
3. 地区の行事・集まり	4	6.9%
4. 店などでの対応・態度	9	15.5%
5. 交通機関の利用など	5	8.6%
6. 仕事や収入面	9	15.5%
7. コミュニケーションや情報の収集	4	6.9%
8. 公共施設の利用など	2	3.4%
9. 役場職員の対応・態度	3	5.2%
10. 教育の場	2	3.4%
11. 病院などの医療機関	4	6.9%
12. その他	3	5.2%

◆障がいへの理解を深めるために必要なこと

全体では「障がいのある人に対するボランティア活動の推進」や、「障がいのある人の積極的な社会への進出とサポート」が最も多く、次いで「学校における福祉教育の充実」と「福祉施設の地域への開放や地域住民との交流」が多くなっています。

区分	回答数（人）	割合（%）
1. 障がいや障がいのある人の問題に関する啓発の充実	10	9.0%
2. 障がいへの理解を目的と活動団体への支援	11	9.9%
3. 障がいのある人に対するボランティア活動の推進	17	15.3%
4. 学校における福祉教育の充実	12	10.8%
5. 障がいに関する講演会や学習会の開催	4	3.6%
6. 障がいのある人の積極的な社会への進出とサポート	17	15.3%
7. 福祉施設の地域への開放や地域住民との交流	12	10.8%
8. 障がいのある人の地域のまちづくりへの参加	11	9.9%
9. わからない	11	9.9%
10. 理解を深める必要はない	1	0.9%
11. その他	5	4.5%

◆災害時に不安なこと

全体では「投薬や治療が受けられない」が21.7%と最も多く、次いで「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」が17.9%、「安全なところまで、迅速に避難することができない」が14.7%となっています。

区分	回答数（人）	割合（%）
1. 投薬や治療が受けられない	28	21.7%
2. 補装具（車いす等）の使用が困難になる	3	2.3%
3. 補装具（車いす等）や日常生活用具の入手ができなくなる	3	2.3%
4. 救助を求めることができない	11	8.5%
5. 安全なところまで、迅速に避難することができない	19	14.7%
6. 被害状況、避難場所などの情報が入手できない	15	11.6%
7. 周囲とコミュニケーションがとれない	14	10.9%
8. 避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安	23	17.9%
9. その他	4	3.1%
10. 特になし	9	7.0%

◆優先的に取り組むこと

全体では「何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」が最も多く、次いで「サービス利用の手続きの簡素化」、また「差別や偏見をなくすための福祉教育や広報活動の充実」や「障がいのある人の入所施設の整備」などの割合が高くなっています。

区分	回答数（人）	割合（％）
1. 何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実	28	13.7%
2. サービス利用の手続きの簡素化	21	10.3%
3. 行政からの福祉に関する情報提供の充実	11	5.4%
4. 保健や福祉の専門的な人材の育成と資質の向上	13	6.4%
5. 参加しやすいスポーツ、サークル、文化活動の充実	5	2.5%
6. いろいろなボランティア活動の育成	6	2.9%
7. 在宅での生活の介助がしやすいよう保健・医療・福祉のサービスの充実	13	6.4%
8. リハビリ・生活訓練・職業訓練などの通所施設の整備	11	5.4%
9. 地域でともに学べる保育・教育内容の充実	1	0.49%
10. 職業訓練の充実や働く場所の確保	11	5.4%
11. 利用しやすい公共施設の整備・改善	2	0.98%
12. 障がいの有無にかかわらず、住民同士がふれあう機会や場の充実	10	4.9%
13. 利用しやすい道路・建物などの整備・改善	11	5.4%
14. 障がいに配慮した公営住宅や、グループホームの整備など生活の場の確保	11	5.4%
15. 災害時の避難誘導體制（緊急通報システム等）の整備	11	5.4%
16. 差別や偏見をなくすための福祉教育や広報活動の充実	14	6.9%
17. 障がいのある人の入所施設の整備	14	6.9%
18. 特にない・わからない	6	2.9%
19. その他	3	1.4%
無回答	2	0.98%

## ※18歳未満の方を対象とした設問

### ◆教育について重要なこと

全体では、「早期発見・早期療育システムの確立」が最も多く、次いで「普通学級での統合教育」が多くなっています。

区分	回答数（人）	割合（%）
1. 早期発見・早期療育システムの確立	4	26.7%
2. スロープなど、児童・生徒の障がいに対応した施設の整備	1	6.7%
3. 普通学級での統合教育	3	20%
4. 通級制度の充実	0	0%
5. 児童・生徒の個々のニーズに応じた特別支援教育の充実	1	6.7%
6. 児童・生徒の個々のニーズに応じた学習指導の充実	1	6.7%
7. 特別支援教育の理解・啓発の推進	0	0%
8. 就労指導・進路指導における本人意思の尊重	0	0%
9. 教育・保健・医療・福祉などの関係機関の連携	0	0%
10. 障がいのある児童・生徒の保護者に対する精神的な支援	1	6.7%
11. 障がいのある児童・生徒の保護者に対する経済的な支援	2	13.3%
12. その他	2	13.3%

### ◆医療について困っていること

全体では、「障がいに対応した医療機関が近くにない」、次いで「支援する家族の負担が大きい」の割合が高くなっています。

区分	回答数（人）	割合（%）
1. 障がいに対応した医療機関が近くにない	4	25.0%
2. 医療機関までの移動が困難	2	12.5%
3. 医療費の負担が大きい	1	6.25%
4. 通院のための交通費の負担が大きい	2	12.5%
5. 治療方法などに関する相談相手がいない	0	0%
6. 支援する家族の負担が大きい	3	18.8%
7. 付き添ってくれる人がいない	1	6.25%
8. 特になし、わからない	2	12.5%
9. その他	1	6.25%

◆福祉サービスについて困っていることや不安に思っていること

全体では、「通いにくい（遠い、交通手段がない）」、「サービス内容に関する情報が少ない」などの割合が高くなっています。

区分	回答数（人）	割合（％）
1. 制度のしくみや専門用語がわからない	0	0%
2. 利用料が高い	0	0%
3. サービスの質が低い	2	11.8%
4. どのサービス提供事業者を選んだらよいかわからない	2	11.8%
5. サービス利用の手続きが大変	0	0%
6. 定員がいっぱいで施設に入所や通所ができない	2	11.8%
7. 通いにくい（遠い、交通手段がない）	3	17.6%
8. 医療的ケアが受けられない	1	5.9%
9. お子さんが他の利用者や職員になじめない	0	0%
10. サービス内容に関する情報が少ない	3	17.6%
11. サービス利用について相談する相手がいない	1	5.9%
12. 利用したいサービスがない	0	0%
13. 特にない わからない	3	17.6%
14. その他	0	0%
無回答	0	

◆優先的に取り組むこと

全体では、「障がいがある人の働く場の確保」、「発達障がいに対する支援」が多くなっています。

区分	回答数（人）	割合（％）
1. 町民向けの障がいについて理解を深めるための活動の充実	0	0%
2. コミュニケーションや情報の確保に関する支援の充実	0	0%
3. 通勤通学のための移動の支援	2	9.1%
4. 障がいのある人に配慮した建物や交通機関の整備	0	0%
5. スポーツ、文化芸術、レクリエーション活動の振興	0	0%
6. 学校教育や生涯学習の充実	1	4.5%
7. 障がいのある人の働く場の確保	4	18.9%
8. 障がいに関する相談体制の充実	1	4.5%
9. 年金・手当などの充実	0	0%
10. 医療費の負担軽減	0	0%
11. 障がいがある人も暮らしやすい住宅の確保	2	9.1%
12. ホームヘルプサービスの充実	1	4.5%
13. 生活や訓練の場として必要なサービス事業所の整備	0	0%
14. グループホームなどの整備	0	0%
15. 障がいがある人の入所施設の整備	0	0%
16. 家族などの介助者の休養に関すること	2	9.1%
17. 専門的な訓練、リハビリテーションの実施	1	4.5%
18. 発達障がいに対する支援	4	18.9%
19. 高次脳機能障がいに対する支援	0	0%
20. 医療的ケアが受けられる在宅サービスの充実	2	9.1%
21. 障がい者健診の充実（乳幼児健診を含む）	0	0%
22. 救急医療の整備	0	0%
23. 災害対策の充実	1	4.5%
24. 特にない・わからない	0	0%
25. その他	1	4.5%

## 5 関係団体・事業所ヒアリングからの意見

### ① 事業における現在の課題

- 福祉現場における人材不足が顕著であること
- 65歳を過ぎて介護保険制度への移行調整が困難
- 権利擁護事業の利用増加による受け皿となる基盤整備が必要

### ② 生活についての困りごと・不安等

- 介護者（支援者）の高齢化による介助負担が増加
- サービスについての周知が不足
- 住み慣れた地域での交通手段の確保（公共交通の課題）

### ③ 地域の状況やサービスのあり方

- 社会情勢に対応できる専門家の人材育成が不可欠
- サービス提供の専門性や障がいケアにおけるノウハウが不足

### ④ 関係機関・団体との連携の状況

- 計画的な自立支援協議会の運営と各専門部会の活性化
- 当事者会の創設(介護者への支援)

### ⑤ 地域との関わり、地域生活に必要なこと

- 障がいへの理解、地域で支え合う意識（相談窓口・見守り）
- 施設や事業所が個別ではなくシステムとして地域と繋がること
- 地域共生社会の推進（地域生活支援拠点事業等の推進）
- 障がいのある人の居場所づくり（孤立の防止）
- 生活環境の整備（配食サービス等の継続）

### ⑥ 重点的に取り組むべきこと

- 「基幹相談支援センター」の設置及び必要性の検証
- 相談支援体制の充実及び強化
- 障がいがある人を支える「人材確保」及び「人材育成」
- 障がいへの理解、偏見をなくすための施策（イベント等）
- 「その人にあった就労の場」の確保支援
- 事業者間連携体制の構築及び強化
- 計画の評価、検討及び実施の体制の推進（自立支援協議会の役割）

## 第3章 施策の大綱

---

### 1 計画の基本的な考え方

#### (1) 基本理念（みらい像）

本町の将来像は「豊かさあふれ つながりひろがる 安芸太田」をスローガンに掲げ、豊かな自然と人情を強みに、人と人とのつながりが広がるまちをめざしています。

本計画において、第1期計画より掲げている「ノーマライゼーション（障がいの有無にかかわらず、地域で普通に生活し共にあゆむ社会を目指す）」と「リハビリテーション（医学・理学的な機能回復のみならず生きがいをもって社会参加する）」の障がい者施策の基本理念に基づくうえで前計画を継承し、住み慣れた地域で誰もが共に安心して暮らせる社会の実現に向けて引き続き取り組みます。

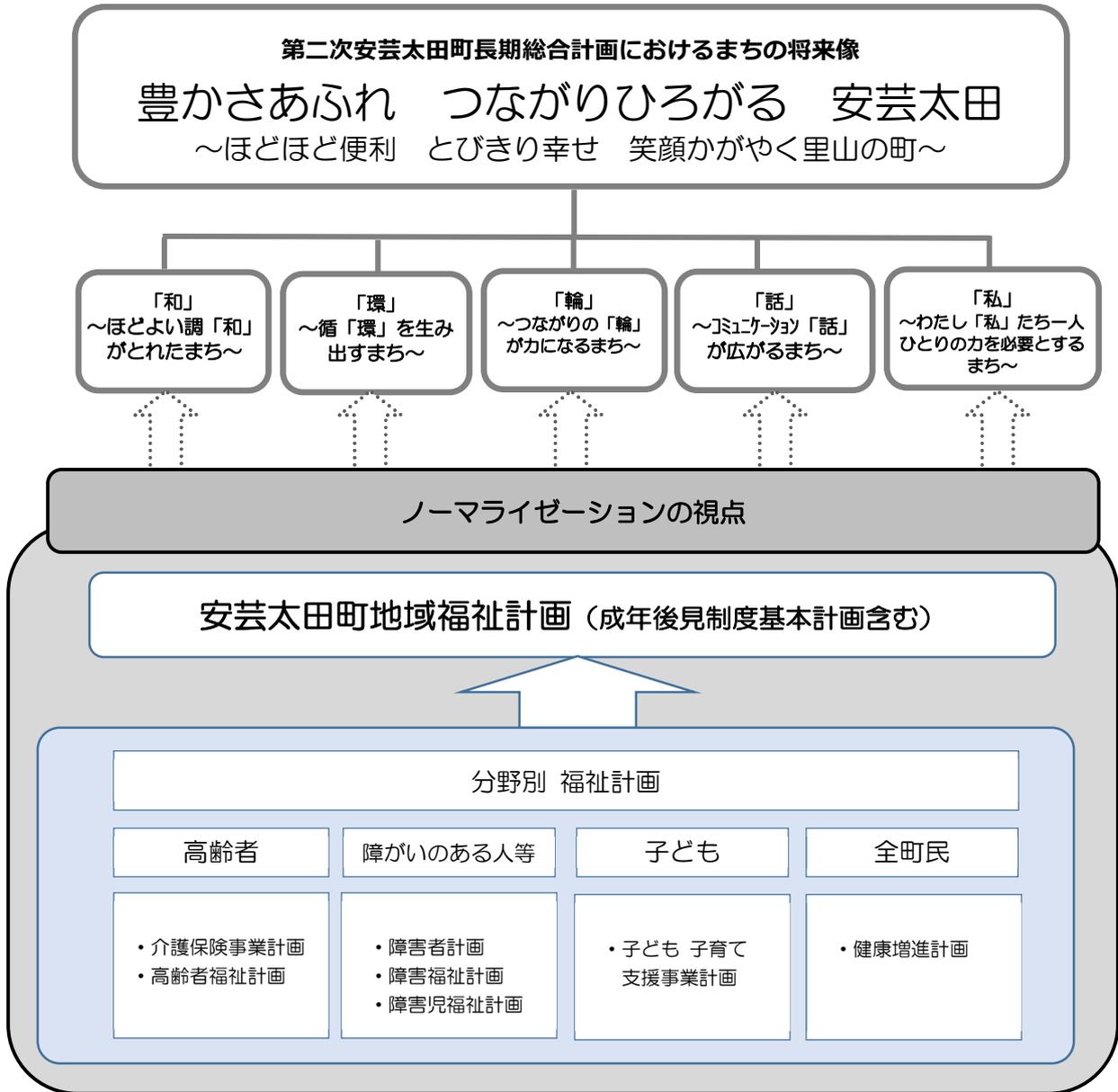
#### (2) まちづくりとの関係

本町は「第二次安芸太田町 長期総合計画」において、まちづくりの将来像と基本的な考えを次のとおり掲げています。

この将来像は、障がいの有無にかかわらず、すべての人が「安芸太田町は、豊かさあふれ・つながり、そして、ひろがるまち」を実感できてこそ実現するのではないかと考えます。

そのためには、基本方針を掲げるすべての分野で「ノーマライゼーション」の視点に沿って施策を推進することが必要です。

本計画は、その中の障がいのある人にかかわる施策の基礎をまとめるものであり上位計画である「第二次安芸太田町長期総合計画」や「第3期安芸太田町地域福祉計画 第2期安芸太田町成年後見制度利用促進基本計画（令和4年度から令和6年度）」をはじめ、分野別福祉計画との連携・調整など、関連する他の部門との整合にも配慮するものです。



## 2 基本目標

基本目標については、「第二次安芸太田町 長期総合計画」との整合性を図りながら、これまでの取り組みを継承しつつ、さらなる施策の展開を目指すことから、第6期計画の基本目標を継承していきます。

### ■基本目標

～出会い ふれあい 地域でともに生きる～  
 豊かさあふれ・つながりひろがる・笑顔かがやくまち

### 3 計画の基本方針

本計画は、次の項目に配慮しながら計画策定を行っていきます。

#### ① 障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

障がいのある人の自己決定を尊重し、障がいのある人が身近な地域で障がい福祉サービスを受けながら自立と社会参加の実現を図っていきます。

#### ② 市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等

障がいのある人が必要とする障がい福祉サービスを利用できるようサービス提供体制の充実に努めます。

#### ③ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

入所施設や医療機関からの地域生活への移行等、障がいのある人の生活を地域全体で支え、さらには地域生活支援拠点等を活用するなど就労面も含め地域全体で支えるシステムの構築を図っていきます。

#### ④ 地域共生社会の実現に向けた取組

子ども・高齢者・障がいのある人すべての人々が地域で共に暮らし、生きがいをもって高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、町の上位計画である地域福祉計画との整合性や連携を図っていきます。

#### ⑤ 障がいのある児童の健やかな育成のための発達支援

障がいの種別にかかわらず、発達の疑いがある段階から専門的な支援を受けられるよう障がい児通所支援や相談支援体制の充実に努めます。また、すべての児童が共に成長できるようにインクルージョン（包容）の考え方にに基づき、地域社会への参加を進めます。

#### ⑥ 障がい福祉人材の確保・定着

安定的な障がい福祉サービスの提供と様々な事業を実施していくうえで福祉人材の確保及び定着の必要性が増していることから関係機関と連携して取り組んでいきます。

#### ⑦ 障がいのある人の社会参加を支える取組

障がいのある人が、スポーツ活動や文化・芸術活動などに参加し地域で生きがいをもって健康的に暮らせる社会をめざしていきます。

## 4 第7期計画の策定に向けて

### 第6期計画の重点項目の取組み状況

第6期計画では、障がいのある人の地域生活やサービスの利用状況等について、関係者へのヒアリングやアンケートから出された意見や課題を踏まえ、重点課題に向けての目標を定め「10の施策」を行いました。

#### 重点項目1

項目	施策の柱	施策
総合的な相談支援体制の確立	相談支援の体制づくり	① 基幹相談支援センターの必要性の検証

#### 評価と課題

自立支援協議会において、基幹相談支援センターの必要性の検討及び協議は行っているものの具体的な方向性はみえておりません。  
財源の確保が難しいこと、また、本町において基幹相談支援センターのニーズが不明確な部分もあり、町内のサービス資源を有効的に活用することによる代用案も含め、検討を重ねていきます。また、令和6年度より市町村における基幹相談支援センターの設置が努力義務化されます。

#### 今後の方向性

令和元年度2月に設置した障害者等相談支援事業所の実績を分析し、基幹相談支援センターの設置が、本町において必要かどうかの協議検討を継続しつつ、町内のサービス資源を有効活用することで、その機能を補えるかなどをあわせて協議を進めていきます。

## 重点項目2

項目	施策の柱	施策
ネットワークの構築及び強化	連携体制の構築及び強化	② 行政を含む関係団体及び関係事業者間の連携体制の構築並びに強化

### 評価と課題

自立支援協議会においては、年度によって開催頻度が異なるなど計画的な運営が出来ていない部分もあり、専門部会も含め協議会自体を活性化する必要があります。

人口規模の小さい自治体であることから、常に顔の見える関係が構築されており必要に応じてケース会議を行うなど解決する事案も多く、個別支援部会の招集に至っていない実情があります。

### 今後の方向性

計画的な自立支援協議会の運営を行っていきます。  
障がいに関わる事業所の日常的な課題の共有等、連携強化を図ります。

## 重点項目3

項目	施策の柱	施策
障がいに対する理解の促進と福祉意識の高揚	効果的な啓発・広報活動の推進等	③ 広報活動の充実
		④ 広報・啓発活動や企画への障がいのある人の参加促進
		⑤ 差別の解消に向けた取組の推進

### 評価と課題

町が発行する「障がい者福祉サービスの手引き」の情報更新を毎年行い、希望される方や新規手帳取得者へ冊子の配布を行っています。

また、人権フェスタ等の開催を通して、就労継続支援事業所や福祉施設から作品の展示や物品等の販売を行い、障がいのある人の活動の理解を深める機会となりました。

人権フェスタや人権啓発セミナー、広報誌やポスター掲示などいろいろな機会を通じて住みよい地域とするための広報・啓発活動を行っています。

障害者差別解消支援地域協議会は、地域自立支援協議会において機能を位置付けているものの運営機能に課題が生じています。

今後の方向性
<p>人権週間や障害者週間に合わせたイベントを活用し、引き続き啓発活動に努めます。</p> <p>また、町から発信できる情報について分かりやすく工夫し、提供ができるよう努めます。</p> <p>障がい者を理由とする差別の解消を推進するため「不当な差別的取り扱い」「合理的配慮」について、認識を深め、必要な措置を行います。</p>

#### 重点項目4

項目	施策の柱	施策
障がいのある人の地域生活の支援	(1) 住居の確保支援	⑥自立に向けた住居の確保支援
	(2) 就労の場の確保	⑦自立に向けた就労の場の確保支援
	(3) 権利擁護の推進	⑧権利擁護の推進
	(4) 集いの場づくりの推進	⑨障がいのある人の居場所づくり（地域共生社会の実現）
	(5) 地域生活への移行と定着	⑩地域生活支援拠点の確保とその機能の充実

評価と課題
<p>各施設の経年劣化による修繕を計画的に行いました。</p> <p>令和4年3月には、あらたに町内に2棟目のグループホームが新規開設され、広域からの利用も増えています。</p> <p>また、令和4年度には就労継続支援B型の定員が増員となり就労の場がわずかながら増えています。町内の事業所において就労継続支援の定員には達しておりませんが、今後も就労の場の確保に努めます。</p> <p>令和4年度から障がいのある人の「重度化・高齢化」や「親亡き後」を見据え、緊急時のかけつけなどを行う「地域生活支援拠点事業」を開始しました。登録者は若干ではありますが微増傾向にあります。</p>

今後の方向性
<p>障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう引き続き住まいや就労の面において確保支援に努めます。</p> <p>障がいのある人の「重度化・高齢化」や「親亡き後」を見据え、緊急時のかけつけ等の「地域生活支援拠点事業」を推進してまいります。</p> <p>また、障がいのある人が地域で孤立しないよう、長く住み慣れた地域で安心して暮らせるような仕組みづくりを行ってまいります。</p>

## 5 施策の体系

### (1) 第7期計画の重点項目

アンケート調査、関係団体及び関係事業者のヒアリング調査結果などを踏まえた総合的な見地と第6期計画を継承し更には継続している課題等をまとめ、第二次安芸太田町長期総合計画におけるまちの将来像である「豊かさあふれ つながりひろがる 安芸太田」に向かい、以下を重点項目と設定し、この計画において取り組むべき施策として次のとおり位置付けます。

#### 重点項目1 総合的な相談支援体制の確立

##### 【出された課題】

- ・夜間や休日を含む身近な相談窓口について
- ・基幹相談支援センターの設置について
- ・自立支援協議会の機能が不十分であること



##### 【方向性】

- ・基幹相談支援センターの設置及び検証
- ・相談支援機能の充実及び強化

#### 重点項目2 ネットワークの構築及び強化

##### 【出された課題】

- ・課題はそれぞれ抱えているが関係機関で共有が出来ていないこと
- ・自立支援協議会や専門部会が活発ではないこと
- ・福祉現場における人材不足が顕著であること



##### 【方向性】

- ・行政を含む事業者間連携体制の構築及び強化
- ・人材不足による福祉人材の確保及び定着

#### 重点項目3 障がいに対する理解の促進と福祉意識の高揚

##### 【出された課題】

- ・障がいへの理解度が低く就労しにくいこと
- ・障がいへの理解や見守り、地域で支え合う活動が必要であること
- ・障がいのある人に対する差別、偏見をなくすための施策



##### 【方向性】

- ・広報、啓発活動や企画への参加促進
- ・差別の解消に向けた取組の推進

## 重点項目4 障がいのある人の地域生活の支援

### 【出された課題】

- ・障がいのある人が地域で安心して暮らしていける住まいや就労の場が不足
- ・地域で孤立させないこと  
(※障がいのある人の居場所づくり)
- ・障がいのある人の家族ミーティング等の創設
- ・地域生活支援拠点事業の推進



### 【方向性】

- ・「その人にあった就労の場」の確保支援
- ・地域生活支援拠点事業の推進
- ・地域で安心して暮らしていくための住居の支援
- ・障がいのある人やその家族の居場所づくりの構築
- ・介護者の集いの場等の構築

## (2) 施策の体系

### ■基本目標

～出会い ふれあい 地域でともに生きる～

豊かさあふれ・つながりひろがる・笑顔かがやくまち

～～地域社会における共生～～

項目	施策の柱	施策
「第1章」 分野を超えた取組み	地域で安心して暮らせる生活の 基盤づくり	(1) 相談支援体制の充実
		(2) 相互理解、情報提供の促進
		(3) 権利擁護の推進
		(4) 居場所づくりの推進
		(5) 住居の確保支援
		(6) 就労の場の確保
「第2章」 分野別施策	1 暮らす（生活支援）	(1) 障がい福祉サービス等の充実
		(2) 生活支援の充実
	2 健やか（保健・医療）	(1) 障がいの原因となる疾病等の予防・治療
		(2) 身体障がいのある人への支援の推進
		(3) 知的障がいのある人への支援の推進
		(4) 精神障がいのある人への支援の推進
		(5) 難病患者への支援の推進
	3 育てる・学ぶ （保育・療育・教育）	(1) 一貫した相談支援の実施
		(2) 特別支援教育等の推進
		(3) 放課後対策等の推進
	4 集う（交流活動）	(1) 障がいのある人の交流の推進
		(2) スポーツ・文化・芸術活動の振興
	5 住む（生活環境）	(1) バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進
		(2) 防災・防犯対策の推進
		(3) 非常時における総合的な支援体制の確立
	6 支え合う（地域福祉）	(1) 地域福祉の推進
		(2) 障がいに関する学習機会の充実
		(3) ボランティア活動の推進
「第3章」 障がい福祉サービス 等の基盤整備	障害福祉計画・障害児福祉計画	1 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の数値目標の設定
		2 障がい福祉サービス等の見込量
		3 障がい児支援サービス等の見込量
		4 地域生活支援事業

## 第4章 計画の推進

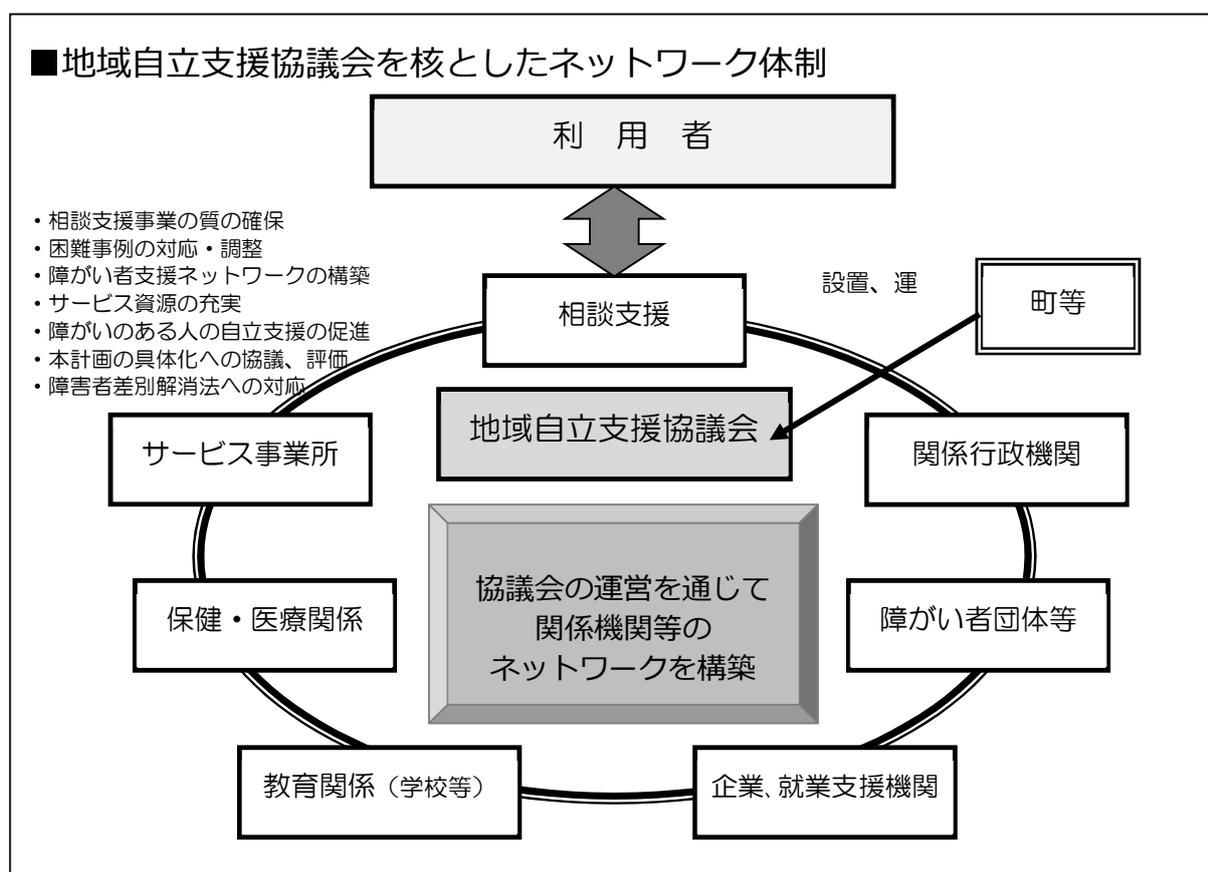
### 1 関係機関の連携強化（安芸太田町地域自立支援協議会の充実）

相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関し、中核的な役割を果たす定期的協議の場として「安芸太田町地域自立支援協議会」を設置し関係機関のネットワークを構築しています。

本協議会の充実を図り、計画の施策推進において連携するとともに、個々の課題については必要に応じてケース検討会を実施し、関係機関の連携のもと効果的な対応を検討します。

また、本協議会を核として、医療機関や町外の関係機関等との連携を強化します。

本計画では、この協議会（全体会及び専門部会）の活性化を重点項目の一つとして位置付けています。



## 2 計画の進行管理及び点検（PDCAサイクル）

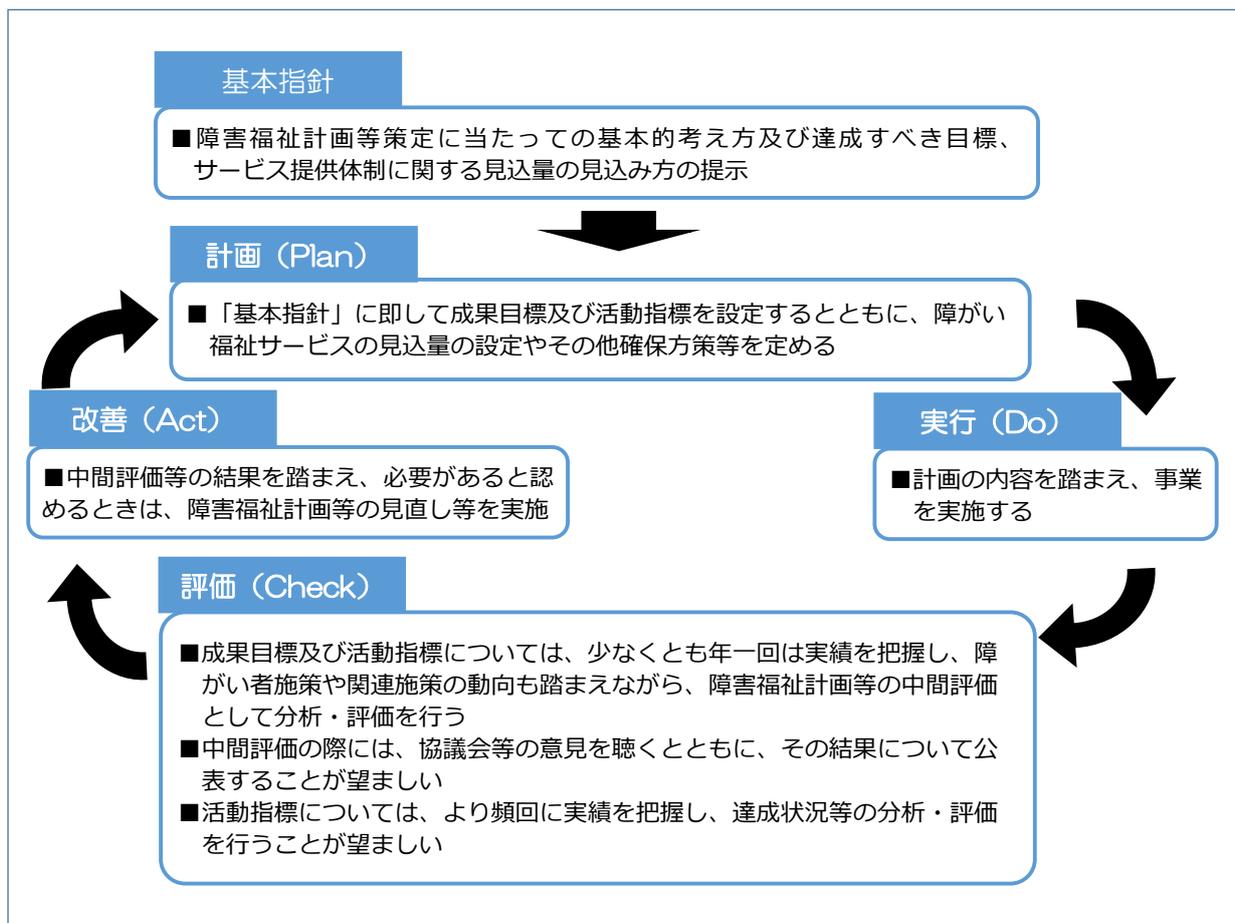
本計画では、基本指針に即して定めた数値目標を「成果目標」とし、各サービスの見込量を「活動指標」としています。

これらは「PDCAサイクル」に沿って事業を実施し、1年に1回以上その実績を把握し、本計画の中間評価として分析・評価を行い、必要があると認めるときは本計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。

「PDCAサイクル」とは、さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されている総合的に管理していく手法で、「計画（Plan）」「実施（Do）」「評価（Check）」「処置（Act）」のプロセス（手順）を順に実施していくものとなります。

そのため、作成した計画については、3年ごとにその進捗を把握するだけでなく、定期的にその進捗状況を把握し、分析、評価の上、課題等ある場合には、随時、対応していくことになり、本町においては「安芸太田町地域自立支援協議会」が協議の場となります。

### ●PDCAサイクルのプロセス（手順）イメージ



## II 各 論

---

## 第1章 分野を超えた取組み

### ◎地域で安心して暮らせる生活の基盤づくり

#### (1) 相談支援体制の充実

項目	内容	担当課
基幹相談支援センターの設置	○総合的・専門的な相談支援を受けることのできる「基幹相談支援センター」の設置について今後も協議を重ねるとともに、受託事業者の確保に向け関係者と協議を行い、相談窓口の一本化による相談しやすい体制を構築します。	健康福祉課
相談支援機能の強化	○「お陽さま相談」や「委託相談支援事業」に加えて、総合的な相談業務を受ける「基幹相談支援センター」の将来的な開設も踏まえ、相談支援体制の強化を図ります。 ○各相談支援事業所の機能の充実を図るため、相談支援員の資質向上に向けての研修等の機会や定期的な連絡会議等を行うことで事業所間の連携や協力体制を強化します。	健康福祉課
自立支援協議会の充実	○自立支援協議会や各専門部会を定期的に行い、各施策の進捗状況の点検などを行い、関係者が課題共有を行う中で、複雑化した地域課題の解決に向けて協議していきます。 ○成年後見制度の推進のため、個別支援部会等を活用し、後見申立ての要否等検討する機能を追加します。	健康福祉課
関係機関の連携強化	○日頃の健康福祉課への相談、また、保健師等の訪問時に把握した各種相談に対し、相談支援事業所やサービス事業所との連携を行い情報共有に努めて対応していきます。 ○自立支援協議会を中心に、事業所間の連携が円滑に行えるように体制を整備します。	健康福祉課

## (2) 相互理解、情報提供の促進

項目	内容	担当課
広報活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○広報誌やパンフレット等を活用し、各種の広報活動を継続的に実施します。</li> <li>○障害者週間等や人権フェスタに合わせて広報やチラシ等で周知を図ります。</li> <li>○町発行の「障がい者福祉サービスの手引き」の制度の内容を分かり易く記載し適宜、情報更新を行い、希望者や新規手帳取得者に対し配布を行います。</li> </ul>	健康福祉課
イベントによる啓発活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○人権週間及び障害者週間に合わせて人権課題のテーマに沿ったシンポジウムや講演会を行い、障がいのある人の作品展示や物品の販売等を行います。</li> </ul>	教育委員会 健康福祉課
差別の解消に向けた取り組みの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○週間、月間等人権啓発行事の周知を図るとともに、これらの機会を活かして障がいのある人への理解促進のための広報・啓発などを行います。</li> <li>○障がいを理由とする差別の解消を推進するための広報・啓発などを行います。</li> <li>○障がいを理由とする差別の解消を推進するため「不当な差別的取扱い」「合理的配慮」について、認識を深め必要な措置を行います。</li> <li>○「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する安芸太田町職員対応要領」に即した研修及び啓発等を行います。</li> </ul>	総務課 住民課 健康福祉課
多様な情報提供の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○字の「大きさ」や「ふりがな」を入れるなど障がいのある人が分かり易く、障がいのある人に配慮した方法での情報提供を行いサービスや制度の周知を図ります。</li> </ul>	健康福祉課
広報活動のユニバーサルデザイン化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○広報誌では特集ページを作り、お知らせ型から情報発信型の広報へ転換します。同時に、文字数や大きさについて整理をします。</li> </ul>	総務課ほか

### (3) 権利擁護の推進

項 目	内 容	担当課
権利擁護の推進	<p>○権利擁護の必要な方が必要な制度を受けられるように相談窓口、権利擁護に関する普及啓発等（制度の案内・研修会）を今後も継続的に取り組みます。</p>	健康福祉課
成年後見制度利用促進 の体制構築 （安芸太田町成年後見制 度利用促進基本計画）	<p>○「安芸太田町成年後見制度利用促進計画」は、安芸太田町地域福祉計画において定めています。</p> <p>○「安芸太田町成年後見制度開始審判申立事業」として後見等開始の審判を申し立てる親族等がないこと、かつ、町が必要と認めた場合には、町長が後見等開始の審判の申立てを行います。その場合、町が申立てに関わる費用を負担します。</p> <p>○「安芸太田町成年後見制度利用促進支援事業」として、本人の資産等が十分でなく、必要とする費用を負担することが困難な方に後見人等の報酬の全部又は、一部を費用助成します。</p> <p>○地域連携ネットワークを構築するための取組を行います。</p> <p>①中核機関を設置し相談から受任調整等まで、対応の広域化を図ります。</p> <p>②町民・地域・民間からの相談窓口の周知を町ホームページなども活用し促進を図ります。</p> <p>③協議会の開催（困難事例等の検討、情報の共有及びネットワーク機能）</p>	健康福祉課
虐待防止活動の充実	<p>○虐待防止ネットワークとの連携を図り、障がいのある人への虐待の未然防止に努めるとともに、引き続き早期発見・早期解決に努めます。</p> <p>○民生委員・児童委員や社会福祉協議会、地域等より多くの関係者が参画し、日常的な見守り活動の中で実態の把握に努め、相談等に応じながら活動を展開していきます。</p>	住民課 健康福祉課

#### (4) 居場所づくりの推進

項目	内容	担当課
地域の活動の場づくりの推進	<p>○社会福祉協議会が行うサロン活動への支援や、また住民運営の「通いの場」など、住民が参加しやすい「集う場」づくりを推進します。また、地域共生社会の実現に向け、障がいのある人の地域での役割づくりや地域の一員としての活動の場の確保支援に努めます。</p>	健康福祉課
障がいのある人の活動支援	<p>○障がいのある人の居場所づくりや声を発信することのできる場の構築を図ります。</p> <p>○身体障害者福祉協会への活動助成や会員獲得の支援、また当事者の会等の運営支援に努めます。</p>	健康福祉課
地域の活動への参加促進	<p>○地域の方と連携した体験活動や伝統文化の継承活動など、各学校において地域清掃ボランティア活動を行い、地域の方と触れ合う機会を設けて異世代間交流を推進し多様な社会の一員として生きる力を育みます。</p> <p>○地域コミュニティ活動への参加促進を図るため、各種地域活動やボランティア活動、地域行事などへの障がいのある人の積極的な参加を促進します。</p>	教育委員会 健康福祉課
障がいのある人が参加しやすい環境づくり	<p>○町で開催される行事や地域活動やスポーツ活動、文化・芸術活動の社会活動について障がいのある人の参加を妨げないように配慮し誰でも参加しやすい環境に努めます。</p>	健康福祉課
地域生活支援拠点等の整備	<p>○障がいのある人の高齢化、重度化や親なき後を見据え、居住支援のための機能（相談や緊急時の受入等）を推進していきます。</p>	健康福祉課
地域共生社会の推進	<p>○子ども、高齢者、障がいのある人全ての人々が地域で共に暮らし生きがいをもち高め合うことができる地域社会に向け「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域社会のあらゆる住民が役割を持ち、自分らしく活躍できる「ごちゃまぜ」のコミュニティを育成し福祉などの公的サービスと協働して暮らすことのできる仕組みづくりを推進していきます。</p>	企画課 健康福祉課

## (5) 住居の確保支援

項目	内容	担当課
地域で安心して暮らしていくための住居確保支援	○既存の施設を有効活用しつつ、各施設の経年劣化による修繕等も計画的に実施していきます。 ○障がいのある人が住み慣れた身近な地域で充実した生活が行えるよう、グループホームの確保に努めます。また、ニーズに沿った住居を紹介するなど障がいのある人の地域生活の支援をしていきます。	健康福祉課

## (6) 就労の場の確保

項目	内容	担当課
障がい者雇用への理解促進	<p>○関係機関と連携し、情報収集に努め、雇用促進を図ります。</p> <p>○広島障害者就業・生活支援センターと連携し、障がいのある人の雇用や支援がより充実し、働きやすい環境づくりに取り組んでいきます。</p>	健康福祉課
企業や関係機関との連携体制の構築	<p>○町内の施設等、商工会及び各事業所との情報交換会を定期的に行い、関係機関が連携しやすい体制を構築します。</p>	産業観光課 健康福祉課
多様な就労の場の確保	<p>○一般就労及び障がい者雇用について求人・求職の募集や案内、あっせんを行い、障がいのある人の就労へのニーズに合わせた就労の場を提供できるように努めます。</p> <p>○障害者就労施設等からの物品等の調達方針に基づき優先調達を推進し、障がいのある人の就労の場の安定を図ります。</p> <p>○一般企業への就労が困難である障がいのある人には、就労継続支援事業所A型・B型の利用を促進し利用者一人ひとりの状況に応じ、その人にあった就労が確保できるよう関係機関と連携を図ります。</p>	産業観光課 健康福祉課
職業紹介の実施	<p>○相談があった際には、町の無料職業紹介窓口及びハローワーク等を案内し、また求人・求職の情報提供に努めます。</p> <p>○無料職業紹介事業を通して、町ホームページ、掲示板による相談窓口の周知、求人、求職の相談等を行います。</p>	産業観光課 健康福祉課

## 第2章 分野別施策

### 1 暮らす（生活支援）

#### （1）障がい福祉サービス等の充実

項目	内容	担当課
訪問系サービスの充実	○障がいのある人が地域で安心して暮らせるために、個々のニーズに対応したサービスを適切に利用できるよう相談支援事業所、保健師及びサービス事業者等の関係機関との連携を図りサービスの充実に努めます。	健康福祉課
日中活動系サービス等の充実	○障がいのある人の生活機能の維持及び向上、並びに生きがい創りにも繋がるよう、サービス事業者等の関係機関との連携に努めます。 また、障がいのある人等の家族の介護負担の軽減を図ります。	健康福祉課
居住系サービスの推進	○住み慣れた地域での生活支援や入所及び入院している方が、地域生活へ移行できるよう町内のグループホーム等の利用支援等を行うとともに情報の収集・提供を行い、利用者の確保に努めます。	健康福祉課

## (2) 生活支援の充実

項目	内容	担当課
外出・移動支援の充実	<p>○障がいの有無にかかわらず、また、移動手段を有しない高齢者が安心して外出及び社会参加が行えるよう、担当課と連携し、誰もが使いやすい交通体系の充実を図ります。</p>	<p>企画課 健康福祉課</p>
各種生活支援の提供	<p>○手帳交付時には「障がい者福祉サービスの手引き」等を使い、分かりやすく各種制度の周知を行います。</p> <p>○手話通訳や要約筆記の必要な方に対し、意思疎通が円滑に行えるようコミュニケーション支援等の充実を図ります。</p> <p>○経済的負担を軽減するため、日常生活用具普及事業、補装具費、自立支援医療費、各種手当等の給付制度の周知を図ります。</p>	<p>健康福祉課</p>
地域支援の活用	<p>○ボランティアや自治組織等によるインフォーマルサービスを有効に活用できるよう関係団体等と連携し支援を行います。</p> <p>○「さんさんネット」等のボランティア活動について、利用促進等の支援を行います。</p> <p>※上記内容については町社協が中心となって活動しており（町としては）側面的支援ですが、運営に係る人件費の補助を継続して行います。</p>	<p>健康福祉課</p>

## 2 健やか（保健・医療）

### （1）障がいの原因となる疾病等の予防・治療

項目	内容	担当課
母子保健の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ネウボラ安芸太田の取り組みを実施しており、妊娠期から定期的な関わりを持つことで信頼関係を築くことが可能であることから切れ目ない支援を今後も行っています。</li> <li>○乳幼児健診後のフォローとして「お陽さま相談」、「聞こえと言葉の相談」等で継続した支援介入を行っています。</li> <li>○子どもの育ちに不安のある家庭への支援として福祉、保育及び教育部局と連携して課題の解消と支援へ繋げていきます。</li> </ul>	健康福祉課
健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○健康運動クラブ連絡協議会を中心にウォーキング等の運動を推進しており、ウォーキング等の運動習慣者への育成を図ります。</li> <li>○町民を対象とした健康相談や健康教室を実施しており、引き続き新規参加者の掘り起こしを行います。</li> </ul>	健康福祉課
健康診査の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○受診率向上に向けて関係課と連携し、集団検診の休日実施や受診勧奨等を行い受診率向上を図ります。</li> <li>○検診後の生活習慣を改善するきっかけとして運動教室や栄養講座への参加の呼びかけを行い健康維持に取り組めます。</li> </ul>	健康福祉課

### （2）身体障がいのある人への支援の推進

項目	内容	担当課
リハビリテーション体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○専門的で身近な医療機関との連携を行い身体能力向上に向けての支援を行います。</li> </ul>	健康福祉課

### (3) 知的障がいのある人への支援の推進

項 目	内 容	担当課
相談活動の推進	<p>○「お陽さま相談」を継続することにより療育が必要な児童や手帳取得が必要な児童の支援だけでなく、障がいの有無に関係なく、成長が気になる児童や育児不安のある家族に対して、支援の実施や一貫した支援ができるシステムづくりに努めます。</p> <p>○保健所事業である「発達障害診療円滑化事業」を利用し、幼児期・学童期での発達アセスメントを強化して早期療育へ繋がります。</p>	健康福祉課
グループ活動の支援	<p>○家族会等のグループ活動の周知を行うなど、知的障がいのある人やその家族のニーズの把握に努め、グループの活動が活発になるように支援を行います。</p>	健康福祉課

#### (4) 精神障がいのある人への支援の推進

項目	内容	担当課
心の健康づくりの推進	<p>○アルコール依存症対策として、「お酒の悩み相談会」を開催し、医療関係者等と健康福祉課が連携し引き続き行っていきます。</p> <p>○自殺予防対策計画に基づき、関係機関と生活困窮支援に取り組むとともに、高齢者の居場所づくり（通いの場）を推進します。</p>	健康福祉課
生活支援の推進	<p>○障がいのある人やその家族の高齢化に配慮し、また関係機関と連携を図りながら将来的な支援の構築として適切なサービス提供及び介護保険制度への移行を図ります。</p>	健康福祉課
相談活動の推進	<p>○精神障害者保健福祉手帳の交付時に家族を含めて8050問題を話す機会を設けており、訪問時にいろいろな機会を通じて相談活動を引き続き行っていきます。</p>	健康福祉課
グループ活動の支援	<p>○プチソーシャルクラブは現在参加対象者の状況から休止していますが、個々のニーズに即した適切な障がい福祉サービスや通所先の確保支援を行います。</p>	健康福祉課
教育活動の推進	<p>○保健体育において「薬物乱用防止教室」として違法薬物及びアルコール乱用について授業を行っています。教育委員会との連携により小学生、中学生を対象にアルコールや薬物の危険性についての指導事業を行います。また、人間関係の大切さについても言及し孤立予防対策としても指導していきます。</p>	健康福祉課

#### (5) 難病患者への支援の推進

項目	内容	担当課
福祉サービス提供体制の整備	<p>○療養上の不安や介護の負担を軽減する等の適切な在宅支援を行うため、難病患者のニーズに応じた障がい福祉サービスを提供することができるよう体制の整備、充実に努めます。</p>	健康福祉課

### 3 育てる・学ぶ（保育・療育・教育）

#### （1）一貫した相談支援の実施

項目	内容	担当課
一貫した早期療育・相談支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特別支援教育支援員を配置し、個々に対応した支援を行い円滑な学級運営を図ります。</li> <li>○子育て支援センター会議などで定期的に関係機関や専門家との連携を取り合うことで、支援を必要とする児童や生徒一人ひとりにあった指導・支援が行える体制づくりを図ります。</li> <li>○県の事業「発達障害診療円滑化事業」を利用し、幼児期・学童期での発達アセスメントを強化し、早期療育につなげます。</li> </ul>	教育委員会 健康福祉課

#### （2）特別支援教育等の推進

項目	内容	担当課
障がい児保育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保護者や関連施設と連携しながら保育を続けていくと同時に、専門機関のアドバイスを受けながら、支援の必要な児童への保育士の加配も含め支援を行います。</li> <li>○県の事業「発達障害診療円滑化事業」を利用し、幼児期・学童期での発達アセスメントを強化し、早期療育につなげます。</li> <li>○専門員の保育参観の実施を行い、引き続き支援の必要な児童についての指導・助言に繋げていきます。</li> </ul>	教育委員会 健康福祉課
特別支援教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教育支援委員会について、就学前のみならず就学後も一貫した支援の取組みを進めます。</li> <li>○児童自身が自立的に学び学校生活が送れるようその児童に合った支援を行います。</li> <li>○特別支援教育支援員を配置し、個々に対応した支援を行いスムーズな学級運営を図ります。</li> <li>○保育・小学校・中学校・高校と育ちと学びをつなぐ安芸太田町として、切れ目のない支援体制と指導の充実を図ります。</li> </ul>	教育委員会

項目	内容	担当課
教育相談の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童や生徒の実態把握と具体的な支援方法などを考える校内研修を位置付けることで、一貫した支援を行えるよう取り組みます。</li> <li>○悩みを抱える児童や生徒等への対応についてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとも連携し、教育相談体制の推進に努めます。</li> <li>○今後もスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの周知を図っていきます。</li> </ul>	教育委員会
学校施設・設備・備品等の改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>○誰もが学校施設を利用しやすいように施設の改善を行います。</li> <li>○特別支援学級児童の個々の状況を把握し、安心して安全な通学のためのサポートを関係機関と連携して行います。</li> </ul>	教育委員会

### (3) 放課後対策等の推進

項目	内容	担当課
放課後等の居場所づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○労働等で日中に保護者のいない世帯が増加していることから、放課後児童クラブの利用希望が増加しており、放課後児童支援員などの有資格者の確保が必要であることから、資格取得研修の受講を推進しスタッフの資質向上を図っていきます。</li> <li>○保護者や家庭のニーズに対応していく中で、「放課後児童クラブ」の充実を図り、あわせて「放課後子ども教室」と連携し、放課後児童の居場所づくりに努めます。</li> </ul>	教育委員会

## 4 集う（交流活動）

### （1）障がいのある人の交流の推進

項目	内容	担当課
サークル・団体活動の支援	○身体障害者福祉協会に対し、運営費の助成を行います。また、新規の身体障害者手帳交付者には身体障害者福祉協会が作成したパンフレットを配布し、会員獲得の支援に努めます。あわせて団体活動が円滑に行われるよう支援を行います。	健康福祉課

### （2）スポーツ・文化・芸術活動の振興

項目	内容	担当課
スポーツ活動への参加支援	○障がいの有無に関わらず、参加できる環境づくりを行うなど誰もが楽しめる講習会等を開催し交流の促進を図っていきます。 ○今後も地域住民が年齢、性別、障がいの有無に関係なく気軽に集まり、コミュニケーションを図れる場づくりに努めます。	教育委員会
文化・芸術活動への参加支援	○文化・芸術活動をはじめ各種の行事・イベント等に障がいのある人へのケア等、また、障がいのある人が参加しやすい環境づくりを行います。 ○図書館が仲介して県内の図書が無料で貸借できる制度を周知するなど、障がいのある人や高齢者も図書を利用できるように努めます。	教育委員会

## 5 住む（生活環境）

### （1） バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進

項目	内容	担当課
住宅整備の推進	○生活拠点の確保は重要であり関係課で町営住宅の空き状況を共有する等、また、福祉視点からのニーズを把握するなど課題等の整理を行い、整備・改修を行う中でバリアフリー化を検討していきます。	建設課
公共空間の整備	○公共空間整備の際、担当課のみならず関係各課と連携し、バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化等の必要性を認識のうえ整備計画を検討します。	建設課ほか
移動環境の整備	○デマンド交通の「あなたく」と「定額タクシー」を統合し、誰もが使いやすい新・公共交通システムを構築します。 ○新・公共交通システムの運賃について障がいのある人を対象とした運賃の割引を設定する等、安心して外出できる体制をつくります。	企画課 健康福祉課

## (2) 防災・防犯対策の推進

項目	内容	担当課
防災、防犯意識の啓発・普及	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「防災マップ」は梅雨入り前の6月に全戸配布を行うとともに、自治会単位でマップの見方や避難行動の説明を実施していきます。</li> <li>○防災講演会の開催等を通じて防災意識の向上に努めます。</li> <li>○警察署との連携により防犯意識の普及に努めます。</li> </ul>	総務課 産業観光課 健康福祉課
防災情報の提供方法の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○防災行政無線や消防団、地域住民による情報伝達により非常時の情報伝達手段の充実に努めます。</li> <li>○防災行政無線による情報配信に併せ、「防災アプリ」では、文字による情報配信に努めます。</li> </ul>	総務課 健康福祉課

## (3) 非常時における総合的な支援体制の確立

項目	内容	担当課
総合的な避難活動支援の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自治振興会や自主防災組織との情報交換によって、避難訓練実施の働きかけを行います。</li> <li>○避難行動要支援者の迅速かつ的確な避難準備、避難指示及び避難誘導を実施するため、地図を活用したシステムによる管理、運営を目指します。</li> <li>また、災害時における要支援者の避難を実効性のあるものとするためには、町が提供する名簿情報を基にした「個別支援計画」の作成等を通じた取組みを平時から行うことが有効であるため、地域の実情を踏まえつつ、避難支援等関係者（消防機関、警察、民生委員、介護・福祉関係者、自主防災組織、総務課危機管理室等）と連携します。</li> </ul>	総務課 健康福祉課
要配慮者支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難行動要支援者台帳の更新を適宜行い、自治会や消防団等へ情報提供を行い有事の際の避難活動支援を行います。</li> <li>○地域の防災体制を高めるため、自主防災組織の設立・育成に努めます。</li> </ul>	総務課 健康福祉課

## 6 支え合う（地域福祉）

### （1）地域福祉の推進

項目	内容	担当課
自助・共助・公助の体制づくり	○「集落支援員」が実情に合わせ支援の必要と判断した地域に対し、地域の見守りや地域活動の開催や補助、課題解決に関する支援を行う中で、自助・共助・公助の体制の構築に努めます。	健康福祉課
地域における支援ネットワークの強化	○誰もが立ち寄れる居場所づくりの意識を広めるため、健康づくり事業も協働して計画の作成を進めます。 ○あいサポート事業や広報によって啓発活動を行い、地域住民への障がいに対する正しい理解の促進を図り、障がいのある人にやさしい地域づくりに努めます。	健康福祉課

### （2）障がいに関する学習機会の充実

項目	内容	担当課
福祉の支援人材の育成	○町内各相談支援事業所が、定期的集まり事例検討会や自立支援事業の制度、計画相談についての学習会など行い資質の向上に努めます。 ○定期的な専門職の研修、情報共有を実施し、実際の支援に活かします。また、各ケア会議や研修の場で把握された課題、資源を整理し実際の事業展開に活かしていきます。	健康福祉課
福祉教育の推進	○地域の方との出会いや関わりを通して、自分と違う立場の人を認め合い、地域で共に生きていくことを実感できる活動を推進していきます。 ○他者への理解や郷土愛、地域活動への参画意欲を高めるため、ICT 機器等を活用し、多様な地域住民の方と関わりながら学ぶ機会を提供していきます。また、その活動を通してコミュニケーション能力の育成にも努めます。	教育委員会

### (3) ボランティア活動の推進

項 目	内 容	担当課
ボランティア 人材・組織の育成	○社会福祉協議会や教育機関と協力し地域福祉活動の担い手やリーダーとなる人材の育成に努めます。	健康福祉課
ボランティア活動の 仕組みづくり	○地域における各種交流事業を行い、ボランティア活動の環境づくりに努めます。 ○有償ボランティアである「さんさんネット」等を通じ、地域の中で困りごとへの支え合いを行う活動への支援に努めます。	健康福祉課

### 第3章 障がい福祉サービス等の基盤整備 (障害福祉計画・障害児福祉計画)

第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の各分野における数値目標を次のとおり設定します。

#### 1 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の数値目標の設定

##### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

<国の基本指針>

- ・令和8年度末時点で、施設入所者数を令和4年度末時点の入所者数から5%以上の削減
- ・令和8年度末時点で、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行

項目	数値	考え方
施設入所者数	27人	令和4年度末時点の施設入所者数 (A)
令和8年度末の施設入所者数	27人	令和8年度末時点の施設入所者数 (B)
【目標値】5%以上の削減 施設入所者の削減数	0人	退所者と新規入所者との増減を勘案(A-B)
	0.0%	削減割合(率) (A-B)/A
【目標値】6%以上の地域移行 地域生活移行者数	2人	施設入所から地域生活への移行者(見込者数)を算定 (C)
	7.4%	地域生活移行率 (C/A)

##### ○町の考え方と目標

施設入所者のグループホームなどの地域移行を進める一方で、新たな施設入所希望者(待機者)も実態としてあり、入所者数は横ばい、もしくは増加で推移すると見込まれます。

地域生活への移行促進にあたっては、現在の施設入所者本人や家族の個々のニーズに応じて入所施設等と連携し、住み慣れた地域で継続して生活できるよう安定したサービス確保により移行を支援していますが、現状では入所の長期化など利用者自身の高齢化や重度化等により、いくらかの増減はあるものの、地域生活への移行が困難となっている実情があります。

## (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

### <国の基本指針>

- ・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置、開催回数、関係者の参加者数、目標設定及び評価の実施回数等を設定
- ・精神障がいがある人の地域移行に伴う利用者数の設定

項 目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	2回	2回	2回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の関係者への参加者数	5人	5人	5人
保健、医療及び福祉関係者による目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回
精神障がい者の地域移行支援の利用者数	1人	1人	1人
精神障がい者の地域定着支援の利用者数	0人	0人	0人
精神障がい者の共同生活援助の利用者数	1人	1人	1人
精神障がい者の自立生活援助の利用者数	1人	1人	1人
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）の利用者数	0人	0人	0人

### ○町の考え方と目標

精神障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して暮らすことが出来るよう関係機関と連携し、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置します。

### (3) 地域生活支援の充実

#### <国の基本指針>

- ・地域生活支援拠点等の整備及びコーディネーターの配置等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築、支援の実績等を踏まえた検証及び検討
- ・強度行動障がい者を有する障がい者に関する支援ニーズの把握等による地域の関係機関が連携した支援体制の整備

#### 1 地域生活支援拠点等の整備

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援拠点等の設置の有無	設置	設置	設置
コーディネーターの配置人数	1人	1人	1人
地域生活支援拠点における効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築	検討	検討	構築
運用状況の検証及び検討の実施回数	1回	1回	1回

#### 2 強度行動障がい者を有する障がいのある人への支援体制の充実

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
強度行動障がい者を有する障がい者に関する地域の関係機関が連携した支援体制の整備	検討	検討	整備
強度行動障がい者を有する障がい者に関する支援ニーズ把握等の実施	検討	検討	実施

#### ○町の考え方と目標

「相談」、「緊急時の受入れ及び対応」、「体験の機会及び場」の機能を持つ地域生活支援拠点についてはすでに整備済みですが、事業も開始したばかりで課題も残っています。運用状況の検証及び検討については、引き続き自立支援協議会で検討を行っていきます。

また、強度行動障がいの支援体制については個々の状況や支援ニーズ等を把握し支援体制の構築を進めます。

## (4) 福祉施設から一般就労への移行等

### <国の基本指針>

- ・福祉施設からの一般就労への移行者数が、令和3年度実績の1.28倍以上
- ・就労移行支援事業所から一般就労への移行者数が、令和3年度実績の1.31倍以上
- ・就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労へ移行した者の割合が、5割以上の事業所が就労移行支援事業所全体の5割以上
- ・就労継続支援A型事業から一般就労への移行者数が、令和3年度実績の1.29倍以上
- ・就労継続支援B型事業から一般就労への移行者数が、令和3年度実績の1.28倍以上
- ・就労定着支援事業の利用者数が、令和3年度末実績の1.41倍以上
- ・就労定着支援事業利用修了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合が2割5分以上

### 1 福祉施設から一般就労への移行等

項目	令和3年度	令和8年度	数値
福祉施設からの一般就労移行者数	2人	2人	100%
内、就労移行支援事業の利用者数	0人	1人	—
内、就労継続支援A型事業の利用者数	2人	1人	50.0%
内、就労継続支援B型事業の利用者数	0人	0人	—
就労定着支援事業の利用者数	0人	1人	—

項目	令和3年度	令和8年度	数値
就労移行支援事業所数	0箇所	0箇所	—
就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所数	0箇所	0箇所	—

項目	令和3年度	令和8年度	数値
就労定着支援事業所数	0箇所	0箇所	—
就労定着支援事業利用修了後の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所数	0箇所	0箇所	—

### ○町の考え方と目標

国の基本指針を踏まえ、地域の事業所への障がいのある人の雇用の働きかけやハローワーク等関係機関と連携し、就労に関する情報提供や相談体制の整備を図り、障がいのある人の一般就労の支援を継続していきます。

## (5) 障がい児支援の提供体制の整備等

### <国の基本指針>

- ・ 児童発達支援センターを各市町又は各圏域に1箇所以上設置
- ・ 障がいのある児童の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築
- ・ 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所を各市町又は圏域に1箇所以上設置
- ・ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及び医療的ケア児等コーディネーターの配置

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援センターの設置数	0	0	1箇所 (圏域)
保育所等訪問支援（箇所数）	0	0	0
保育所等訪問支援等の活用による障がい児の地域参加への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築	検討	検討	構築
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所	0	0	1箇所 (圏域)
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所	0	0	1箇所 (圏域)
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置	設置	設置
コーディネーターの配置人数	1人	1人	1人

### 発達障がいがある人等に対する支援

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	1人	1人	1人
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数	0人	0人	0人
ピアサポート活動への参加人数	0人	0人	0人

## ○町の考え方と目標

国の基本指針を踏まえ、児童発達支援センターの設置検討を行っていきます。また、障がいのある児童の地域社会へのインクルージョンの推進体制の構築を進めていきます。

医療的ケア児等の支援に向けた関係機関の協議の場を設置し情報共有を行います。

医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置しており、連携体制をさらに確立していきます。

ペアレントトレーニングは、発達障がいのある子どもの親が子どもの行動を理解し、発達障がいの特性を踏まえた「褒め方」や「叱り方」を学ぶための支援と定義づけられております。支援プログラム等の受講者を増やすとともに、町で長年実施している相談支援専門員派遣事業（お陽さま相談）等を活用し、関連施設と連携しながら発達障がいのある人やその家族に対する支援を推進していきます。

## 障がいのある子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備

種 別	利用ニーズを踏まえた必要な見込み量（人）	目 標		
		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
保育所	0 人	0 人	0 人	0 人
認定こども園	0 人	0 人	0 人	0 人
放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ）	1 人	1 人	1 人	1 人

## ○町の考え方と目標

障がいのある子どもの健やかな育成を図るため、障がい児支援の提供体制の見込量を設定します。また、障がいの有無にかかわらず児童が共に成長できるよう、子育て支援部局とも連携し、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進し支援の利用ニーズの把握に努めます。

## (6) 相談支援体制の充実・強化等

### <国の基本指針>

- ・各市町において基幹相談支援センターの設置
- ・基幹相談支援センターにおける地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保
- ・個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行うために必要な協議会における検討体制の確保

### 基幹相談支援センターの設置等の状況

項 目		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
基幹相談支援センターの設置		無	無	有
	地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保	検討	検討	確保
	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	0	0	1
	地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	0	0	1
	地域の相談支援機関との連携強化の取組の実施回数	0	0	1
	個別事例の支援内容の検証の実施回数	0	0	1
	主任相談支援専門員の配置数	0	0	1

### 協議会での検討状況

項 目		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行うために必要な協議会における検討体制の確保		検討	検討	確保
	相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	1	1	1
	参加事業者・機関数	3	3	3
	専門部会の設置	設置	設置	設置
	専門部会の実施回数	2	2	2

### ○町の考え方と目標

障がいのある人が、地域で安心して暮らしていけるよう総合的で専門的な相談支援体制の充実、また地域の相談支援体制の強化を図るうえで重要な役割を担う基幹相談支援センター設置については引き続き、検討を重ねていきます。

## (7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

### <国の基本指針>

- ・障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制の構築

項 目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい福祉サービス等の質を向上するための取組を実施するための体制の構築	構築	構築	構築
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の分析、その結果の活用、事業所や関係自治体等と共有する体制	確保	確保	確保
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の分析、その結果の活用、事業所や関係自治体等と共有の実施回数	1	1	1
指導監査結果の関係自治体との共有体制の有無	無	無	無
指導監査結果の関係自治体との共有体制の回数	0	0	0

### ○町の考え方と目標

障がい福祉サービス等のサービスの質の向上に努めます。

また、障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し町内の事業所や関係自治体等と共有していきます。

## 2 障がい福祉サービス等の見込量

障がい福祉サービスの推進においては、障がいのある人のニーズを把握しサービスの継続、創設の検討を行います。また、サービスの質の向上に努めるほか円滑なサービスの施策を進めます。

本町では実情を踏まえ、近年の実績等を考慮し次のように見込みます。

### (1) 訪問系サービス

#### ① サービスの内容

サービス名	内 容
居宅介護	ヘルパーが居宅を訪問して、入浴、排泄及び食事の介助等を行います。
重度訪問介護	重度の障がいがあり常時介護が必要な人に、自宅で入浴や排泄、食事等の介助や外出時の移動の介護等を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより移動が著しく困難な人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）や外出支援等を行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常時介護が必要な人に対して、行動の際に必要な介助や外出時の移動の補助等を行います。
重度障害者等包括支援	常時介護を必要とする障がいのある人に対し、居宅介護等の複数のサービスを包括的に行います。

#### ② サービス量の見込み

サービス名		実績見込	目 標			
			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護 重度訪問介護	利用時間数 (時間/月)	15	28	32	36	
同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	利用者数 (人/月)	5	7	8	9	

#### ③ 見込量確保のための方策

課 題	町内に居宅介護事業所は1箇所ありますが、障がいのある人が地域で自立した生活を支えるうえで欠かせないサービスであり、地域生活への移行を推進するうえでもサービス需要に応じたサービス量の確保が必要と考えます。
方 策	利用者ニーズに応じた必要なサービスを安定的に提供できるようサービス事業者と連携しながらサービス提供体制の充実を図ります。サービス提供事業者に対して、専門的人材の確保やサービスの資質向上を図るため各種研修会の情報提供や参加の促進などを働きかけます。

## (2) 日中活動系サービス

### ①サービスの内容

サービス名	内 容
生活介護	地域や入所施設において安定した生活を営むため常時介護を必要とする人に対し、主として昼間において、入浴、排泄及び食事等の介護を提供し生産活動の機会等の提供を行うサービスです。
自立訓練 (機能訓練)	身体に障がいのある人に対して、自立した日常生活や社会生活ができるよう一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練等を行います。
自立訓練 (生活訓練)	知的障がいのある人や精神障がいのある人に対して、一定期間、自立した日常生活を営むことができるよう必要な訓練等を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定の期間、生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練等を行います。
就労継続支援 A 型	一般企業等での就労が困難な人に、通所により就労の機会の提供や生産活動、その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練をします。原則として、事業所と雇用契約を結びます。
就労継続支援 B 型	一般企業等での就労が困難な人に、通所により就労の機会の提供や生産活動、その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練をします。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て、一般企業等へ就労された人の就労継続を図るため、相談を通じて就業に伴う生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整や、それに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関等で機能訓練や療養上の管理、介護や日常生活上の援助等を行います。
短期入所	介護している人が病気やその他の理由により、介護できない場合に、施設等に短期間入所し、入浴、排泄、食事の介護等を行います。

② サービス量の見込み

サービス名		実績見込	目 標		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	利用日数 (人日/月)	660	720	720	740
	利用者数 (人/月)	32	36	36	37
自立訓練（機能訓練）	利用日数 (人日/月)	0	4	4	4
	利用者数 (人/月)	0	1	1	1
自立訓練（生活訓練）	利用日数 (人日/月)	0	4	4	4
	利用者数 (人/月)	0	1	1	1
就労移行支援	利用日数 (人日/月)	0	10	10	10
	利用者数 (人/月)	0	1	1	1
就労継続支援 A 型	利用日数 (人日/月)	125	160	160	160
	利用者数 (人/月)	7	8	8	8
就労継続支援 B 型	利用日数 (人日/月)	357	408	425	442
	利用者数 (人/月)	21	24	25	26
就労定着支援	利用者数 (人/月)	1	1	1	1
療養介護	利用者数 (人/月)	4	5	5	5
短期入所（福祉型）	利用日数 (人日/月)	7	30	30	30
	利用者数 (人/月)	1	3	3	3
短期入所（医療型）	利用日数 (人日/月)	0	10	10	10
	利用者数 (人/月)	0	2	2	2

③ 見込量確保のための方策

<p>課 題</p>	<p>町内の日中活動系サービスは、多機能型事業所（生活介護・就労継続支援B型）や障害者支援施設の併設の生活介護のほか、介護保険施設を活用した基準該当サービスなど、日中の活動の場としてサービス提供を行っています。就労移行支援事業所及び就労定着支援事業所は町内になく、町外の事業所に頼らざるを得ないのが現状です。</p>
<p>方 策</p>	<p>サービスの提供体制については、サービス提供事業者との連携を図りながら、利用者のニーズに応じた必要なサービス量の確保をめざします。</p> <p>介護や障がいといった枠組みにとらわれず、多様化・複雑化している福祉ニーズに臨機応変に対応することができるよう一体的なサービス提供を行う共生型サービスの提供の推進に努めます。</p> <p>また、就労移行支援、就労定着支援及び療養介護については町内においてのサービス確保が困難であり、県や近隣市町等と連携して広域的な視点から必要なサービス確保に努めます。</p>

### (3) 居住系サービス

#### ① サービスの内容

サービス名	内 容
自立生活援助	施設や共同生活援助（グループホーム）等を利用していた人で一人暮らしを希望する人等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。
共同生活援助（グループホーム）	地域で共同生活を営む人に、住居の相談や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する障がいのある人に対し、主として夜間において入浴や排泄、食事の介護等を行います。

#### ② サービス量の見込み

サービス名		実績見込	目 標		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	利用者数 (人/月)	0	1	1	1
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数 (人/月)	9	11	11	11
共同生活援助の定員数	利用者数 (人)	17	18	18	18
施設入所支援	利用者数 (人/月)	26	27	27	27

#### ③見込量確保のための方策

課 題	町内には共同生活援助（グループホーム）が2か所整備されています。 入所施設等からの地域移行や介護者の高齢化や親亡き後の住居の場としても、住まいの確保は重要であり、その受け皿である共同生活援助（グループホーム）の更なる確保や利用促進が必要です。
方 策	地域移行を促進する視点から、町内の共同生活援助（グループホーム）の利用や事業者への働きかけ等により住まいの場の確保に併せ、日中活動支援として就労の場の確保を図ります。 施設入所者等が地域生活へ移行、定着していくための支援を行っていきます。

## (4) 相談支援サービス

### ① サービスの内容

サービス名	内 容
計画相談支援	障がいサービスを利用する人に対し、サービスの利用計画を作成するとともに定期的にモニタリングを行います。
地域移行支援	施設や精神科病院から退所、退院する障がいのある人に対し、住居の確保や地域生活に移行するための相談等の支援を行います。
地域定着支援	単身等で生活する障がいのある人に対し、常時の連絡体制を確保し、障がい特性に起因して生じた緊急の事態等に相談等の必要な支援を行います。

### ② サービス量の見込み

サービス名		実績見込	目 標		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	利用者数 (人/月)	15	16	17	17
地域移行支援	利用者数 (人/月)	0	1	1	1
地域定着支援	利用者数 (人/月)	0	0	0	0

### ③ 見込量確保のための方策

課 題	町内には特定相談支援事業所が3箇所設置されています。一方、地域移行支援及び地域定着支援は近年において実績がなく地域移行が進んでいないこともあり、また、町内に提供できる事業所がないことから町外の事業所に頼らざるを得ない現状となっています。
方 策	障がい福祉サービスを利用する際は、計画相談支援の対象としていることから一定数の計画相談支援を見込んでいます。 また、適切で安心できる相談支援体制を推進するためにも地域自立支援協議会において関係機関による連携強化に努めます。

### 3 障がい児支援サービス等の見込量

障がいのある児童やその家族に対し、乳幼児期から学校を卒業するまで継続的で効果的な支援を提供できる体制を確保しつつ、障がいのある児童のライフステージに沿って、保健・医療・障がい福祉・保育・教育・就労支援等に関する切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

本町では実情を踏まえ、近年の実績等を考慮し次のように見込みます。

#### (1) 障がい児通所支援、障がい児相談支援等

##### ① サービスの内容

サービス名	内 容
児童発達支援	障がいのある未就学児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由のある障がいのある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援と治療を行います。
放課後等デイサービス	小学校、中学校、高等学校、特別支援学校に就学している障がいのある児童に、放課後や学校の休校日において生活能力向上のための訓練や社会との交流促進等の支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等に通う障がいのある児童に、児童との集団生活への適応のための専門的な支援やその他必要な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等で外出が著しく困難な児童に対し、自宅を訪問し、日常生活動作の指導、知識技能の付与、訓練等を行います。
障害児相談支援	障がい児通所支援を利用する児童について、障がい児支援利用計画を作成し通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行うなどの支援を行います。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	医療的ケア児に対する支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等を配置します。

② サービス量の見込み

サービス名		実績見込	目 標		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	利用日数 (人日/月)	8	10	10	10
	利用者数 (人/月)	1	1	1	1
放課後等デイサービス	利用日数 (人日/月)	20	30	30	30
	利用者数 (人/月)	3	5	5	5
保育所等訪問支援	利用日数 (人日/月)	0	0	0	0
	利用者数 (人/月)	0	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	利用日数 (人日/月)	0	0	0	0
	利用者数 (人/月)	0	0	0	0
障害児相談支援	利用者数 (人/月)	1	1	1	1
医療的ケア児に対する 関連分野の支援を調整 するコーディネーター の配置人数	人	1	1	1	1

③ 見込量確保のための方策

課 題	現在、町内において放課後等デイサービス事業所があるのみとなっています。受給者は少ないですが、近年におけるニーズの高まりもあり町内におけるサービス提供基盤の充実が必要となっています。
方 策	療育の必要な児童が、身近な地域で療育が受けられるようサービスの確保に努めます。また、利用実績のないサービスについても、長年、町で実施している相談支援専門員派遣事業である「お陽さま相談」を活用しながら、障がいの疑いのある段階から支援ができるよう潜在的ニーズの把握などを行い、サービス提供体制の確保に努めます。

## 4 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、市町村及び都道府県が主体となり、障がいのある人が障がい福祉サービス等を利用しながら、地域で自立した生活ができるよう各種の相談や必要な情報提供と助言、虐待防止等のための権利擁護、また社会参加における意思疎通支援や移動を円滑にするための支援などを行う事業です。

本町では実情を踏まえ、近年の実績等を考慮し次のように見込みます。

### ① 事業の内容

事業名	内容
相談支援事業	障がいのある人等からの福祉に関する様々な相談に応じ、情報の提供や助言、障がい福祉サービスの利用支援、障がいのある人等の権利擁護のために必要な援助などを行います。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用に当たり必要な費用を負担することが難しい人を対象として、申し立てに要する費用や後見人等の報酬を助成する事業です。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能及びその他の障がいのため意思疎通を図ることに支障がある人に、社会参加を行う際、意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行います。
日常生活用具給付等事業	障がいのある人の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具の給付を行います。
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、訓練用いす、訓練用ベッド等
自立生活支援用具	入浴補助用具、特殊便器、聴覚障がい者用屋内信号装置等
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器、盲人用体温計等
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭、聴覚障がい者用情報受信装置等
排泄管理支援用具	ストマ用装具、紙おむつ等
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	障がいのある人の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人について、必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出支援を行います。
日中一時支援事業	障がいのある人の日中における活動の場を提供し、その家族の就労支援や日常的に介護している家族の一時的な休息を図る事業です。
自動車運転免許取得費・ 自動車改造費給付事業	身体障がいのある人などに対し自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

② 事業の見込み

事業名			実績見込	目 標			
			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
理解促進研修・啓発事業			無	無	無	無	
自発的活動支援事業			無	無	無	無	
相談支援事業	障害者相談支援事業	箇所	1	1	1	1	
	基幹相談支援センター	設置の有無	無	無	無	有	
	基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	
	住居入居等支援事業 (住居サポート事業)	実施の有無	無	無	無	無	
成年後見制度利用支援事業		利用見込者数	0	1	1	1	
成年後見制度法人後見支援事業		実施の有無	無	無	無	無	
意思疎通支援	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件数	0	0	0	0	
	手話通訳者設置事業	見込者数	0	0	0	0	
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	件/年	0	1	1	1	
	自立生活支援用具	件/年	0	2	2	2	
	在宅療養等支援用具	件/年	4	3	3	3	
	情報・意思疎通支援用具	件/年	0	2	2	2	
	排泄管理支援用具	件/年	220	240	240	240	
	居宅生活動作補助用具	件/年	0	1	1	1	
手話奉仕員養成研修事業		登録見込者数	0	0	0	0	
移動支援事業		人/月	2	1	1	1	
地域活動支援センター 基礎的事業		実施箇所数	0	0	0	0	
		実利用者数	0	0	0	0	
地域活動支援センター 機能強化事業		実施箇所数	0	0	0	0	
		実利用者数	0	0	0	0	
自動車運転免許取得費給付事業		件/年	0	1	1	1	
自動車改造費給付事業		件/年	0	1	1	1	

### ③ 見込量確保のための方策

課 題	総合的で専門的な相談支援、権利擁護等や人材育成、地域のネットワークなど相談支援における中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置を目指していましたが、事業所の確保の問題など課題も山積しており設置に至っておりません。
方 策	相談支援体制については、関係機関と連携を図り基幹相談支援センターの設置に向け、協議検討を重ねていきます。 また、障がいのある人やその家族のサービス需要を把握するとともに実情に応じたサービス内容を検討し、必要なサービス提供に努めます。また、障がいのある人や介護者の高齢化も進行していくことから地域の相談支援体制や地域生活における更なる充実を図っていきます。

## 「障がい」の表記について

### 1. 「障がい」の表記の歴史

元来、障がいのある人を総称する単語は存在せず、障がいの種別ごとに個別の名称がありました。その多くは現在では差別的な用語として使用されていません。

昭和初期に初めて「障礙」という言葉を当てるようになり、「礙」の略字である「碍」をもって「障碍のある者」と記述されるようになりました（昭和7年の救護法等）。

「礙」は「大岩を前に思案している様」であり、思い通りにならない様を現す漢字です。

戦後、昭和25年に「身体障害者福祉法」が施行されました。このとき、公用文には当用漢字以外を用いないように推奨されたことから、「碍」を使用せず、同じ音韻の「害」を当て、これを機に「障害者」という表記が一般化しました。

しかし、一般的に「障害者」の“害”の字には「悪くすること」、「わざわざ」などの否定的な意味があり、「障害」は本人の意志でない本来のものや、病気・事故などに起因するものであることから、その人を表現するときに“害”を用いることは人権尊重の観点からも好ましくないものと考えられ、ひらがなの“がい”に改める動きが広がっています。

このようなことから、「害」をひらがな表記することにより、障がいに対する理解促進を図ります。

### 2. 表記の基準

#### (1) 人を形容する場合の表記

① 「障害者」と人を表わす言葉は、「障がいのある人」「障がいのある方」と表記します。

② 「障がいのある人」と表現することが適当でない場合は、「障がい者」と表記します。

例：障がい者福祉、障がい者スポーツ など

③ 「障害」は「障がい」と表記します。

例：障がい程度、重度障がい など

#### (2) 国の法令、他の地方公共団体の条例、法人・団体名、固有名詞等の表記

法令用語等については、漢字表記とします。

例：障害者総合支援法、身体障害者手帳、身体障害者更生相談所 など

#### (3) 人の状態を表していない場合の表記

人や人の状態を表していない場合は、漢字表記とします。

例：障害物の除去、交通上の障害 など

## 安芸太田町障害者福祉計画策定協議会条例

平成16年10月1日

条例第113号

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、安芸太田町障害者福祉計画策定協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、町長の諮問に応じ、安芸太田町障害者福祉計画（以下「計画」という。）の策定に関し、必要な調査及び審議を行う。

(組織)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱し、組織する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 障害者を代表する者
- (4) 障害者福祉に関する事業に従事する者

(任期)

第4条 委員の任期は、計画の策定が完了するまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、町長の定める機関において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成16年10月1日から施行する。

安芸太田町障害者福祉計画策定協議会委員

区分	所属団体	氏名	備考
障害者当事者	安芸太田町身体障害者福祉協会	市田 義臣	
	知的障害者（家族）代表	松岡 恵利子	
事業者	安芸太田町社協多機能型事業所クローバータウン	佐々木 育子	副会長
	障害者支援施設 戸河内あすなろ園	前 誉宗	会長
	特別養護老人ホーム 寿光園	横畠 正昭	
	J O C A × 3	堀田 直揮	
関係団体	安芸太田町民生委員児童委員協議会	山蔭 尚真	
	安芸太田町商工会	末國 浩二	
	医療機関関係【安芸太田病院】	有光 憲子	
一般	一般	大庭 由弥	
行政機関	安芸太田町教育委員会 教育次長	園田 哲也	
	安芸太田町福祉事務所 (健康福祉課主幹兼福祉事務所長)	佐々木 文義	
	安芸太田町健康福祉課 健康増進係長	西 圭司	

安芸太田町 第7期障害者計画・障害福祉計画  
第3期障害児福祉計画

～出会い ふれあい 地域でともに生きる～

豊かさあふれ・つながりひろがる・笑顔かがやくまち

発行：広島県山県郡安芸太田町

編集：安芸太田町 健康福祉課

〒731-3622

広島県山県郡安芸太田町大字下殿河内 236 番地

TEL：0826-25-0250

E-Mail：kenkofukushi@akiota.jp

